

日程第1 一般質問

6番 山崎啓造

- (1) 村づくりは人づくりからでは。
- (2) 長引くコロナ禍・ロシアによるウクライナ侵攻で疲弊した村民生活をどう守るか。

7番 島崎利一

- (1) 空き家バンクを活かした集落維持について
  - ・現状の把握について
  - ・利点をアピールする広報の工夫について
  - ・物件オーナーと移住希望者との関係性について

1番 片桐邦俊

- (1) 肥料価格等高騰への対策と将来に向けての取組について
- (2) 小中学校教員の働き方改革について

9番 大原孝芳

- (1) 特別支援学級に関する通知について
- (2) 村教育委員会が後援する事業は、どのようにして決まるのか

8番 大島 歩

- (1) 持続可能で環境負荷の少ない農業の推進について
  - ・有機農業をとりまく現状、村の実態についての認識と、今後の方向性は？
  - ・協議会の設置について
- (2) 香害、化学物質過敏症（日常生活品公害）対策について
  - ・香害、化学物質過敏症の相談窓口の設置を
  - ・すべての職員に理解が深まるよう各部署で学ぶ機会を
  - ・村独自の香害のチラシとパンフレットの作成及び配布、またホームページへの掲載による情報提供を

出席議員（10名）

- 1番 片桐邦俊
- 2番 松村利宏
- 3番 中塚礼次郎
- 4番 長尾和則
- 5番 桂川雅信
- 6番 山崎啓造
- 7番 島崎敏一
- 8番 大島 歩
- 9番 大原孝芳
- 10番 松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長 会計管理者	松村恵介
地域政策課長	眞島 俊	住民税務課長	小林郁子
保健福祉課長	水野恭子	産業振興課長	宮崎朋実
建設環境課長	松澤広志	リニア対策室長	小林好彦
教育次長	上山公丘		

職務のために参加した者

議会事務局長 桃澤清隆  
書記 座光寺 てるこ

# 令和4年9月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和4年9月13日 午前9時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

6番 山崎啓造議員。

○6番 (山崎 啓造) 中川村議会議員改選により第17期が船出いたしました。

我々議員は平成25年に施行した議会運営の最高規範である議会基本条例にのっとり、それが地方自治の本旨であることを念頭に議会の果たすべき役割を再認識し、村民の福祉と村政発展に寄与するよう努めたいと思います。

さて、国政におきましては、安倍元総理が心ない人物の蛮行により凶弾に倒れ、お亡くなりになりました。心から故人の御冥福をお祈りいたします。

政府は国葬儀という決定をしましたが、国を二分するような賛否両論が飛び交っております。岸田総理は国の儀式を所掌するとした内閣府設置法と閣議決定が国葬の根拠だと説明していますし、各国の弔意に礼節をもって応え、安倍氏の外交的遺産を受け継ぐ意思を示すとも言っています。

銃撃事件をきっかけに明るみに出た反社会的と指摘される旧統一教会と政治との関わりが国民の関心を集めています。国葬実施への賛否が割れているのは、このことが大きく影響しているのでしょうか。

国会議員と旧統一教会と誰がどのような関わりを持ったか、どういうことがあったのか、メディアもそればかりであります。それを政争の具にしようとしているような党もあります。

私個人的にはですが、二度とこのようなことがあってはならないわけですから、まさに立法の府である国会が法整備を含めてどうあるべきかを徹底的に議論してほしいものであります。

また、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、異常気象や凶悪な事件、事故など、今までに想像もしなかったような事象が発生をしております。

そして、何よりも村民の皆さんが予想も想像もしなかったことが今ここに展開しております。それは、村議会議員を引退すると表明した本人が議員として再登場し、この質問席にいますこととあります。村民の皆さんが不思議と思うのも無理ありません。

本人——自分自身が一番感じておりますから奇妙な感覚であります。

6年間御無沙汰していた一般質問ですので、一抹の不安と、ちょっと格好よく言うと心地よい緊張感をかみしめながら質問をしたいと思います。

1つは、村づくりは人づくりからではないでしょうか、もう一つは、長引くコロナ禍とロシアのウクライナ侵攻で影響を受けている村民生活をどのように守るのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

まず1つ目、「村づくりは人づくりからでは。」

この質問は、今般の村議会議員選挙が無投票となってしまったことからです。それも4期連続という大変残念なことの反省からするものであります。

と申しますのも、自分は4年前に後継者の人選ができていました。また、引退されるほかの皆さんも当然準備ができていたと思い込んでいたこと、そして議員報酬の見直しで必ずや新人の出馬があるはずと、このことは議会だよりモニターの意見でも感じ取れていきました。そんな期待感があったわけでありました。

あに凶らんや、非常に残念な結果でした。これは議会だけの責任だ、おまえの責任だと言う人もいます。本当にそうでしょうか。主権者である皆さんにも責任の一端があるような、個人的にはそんな感じがしておるところであります。

唯一の救いは30代40代の若手新議員が誕生したこととあります。うち1名が女性議員ということで、長い間、若い方の議員参加を待ち望んでいた我々にとって、誠に喜ばしい限りであります。

さて、話を元に戻しますが、村議会議員選挙告示が迫る中、立候補していただける方を必死で探しましたが、時間的な制約や諸般の事情により、実現には至りませんでした。大勢の皆さんから叱責を頂戴しましたが、叱責を激励と受け止めて開き直り、耐えた次第であります。

この事実から「戦を見て矢をはぐ」では駄目だということに気がついたわけでありました。次回の選挙に向けて今から人材の発掘をし、助言や様々な知識、情報、物事のやり取り、コツなどを伝える活動をしたいと考えております。つまり、人づくりです。

そこで村長にお尋ねをするわけですが、村長が村の発展と村民の幸せのために構想、公約を実現させるためには村づくりのための人づくりが必要ではないか、こう思いますが、いかがでしょうか。

○村長 非常に重いテーマというか、根本的なことを問われているような気がいたしますが、その質問とともに、この間、16期の議会の中でさんざん議論してこられた新しい制度、これをつくってきた経過も踏まえて私なりの思いと考え方、それから人づくりについて問われておりますので、少し長くなりますが、お願いをしたいと思います。

まず、議員報酬の見直しを第16期の議会で議論いたしました。そして、村民にこれを示し、議会は村長に対して——私に対してであります——議員報酬体系の見直し要請を期末の前の9月でありましたけれども、まとめて提言をいただいたところとあります。16期最後の議会の閉会の挨拶でも私が申し上げたとおり、このことは画期的なことであったというふうに思っております。この件につきましてはマスコミでも関

心を持って取り上げられたことだというふうに思っております。

議会での狙いでありました、信任投票ではなくて、できれば12年ぶりの村議選で活発な政策論戦を行う、そういうことにはならなかったわけでありますけれども、今、山崎議員がおっしゃいましたとおり、若い人も久しぶりに立候補することができ、このことは——その裏には当然今の議員さんもそういうことで動かされたということも私の耳に入っておりますし、何よりも決意をされた本人とともに皆さんがおやりになってきたことは徒労に終わったことではないだろうと、これが最初だというふうに思っておりますので、まずそういう意味で評価をさせていただきます。

それから、村議選は告示までの日数に限りがある中で、次はこの人にといった立候補の決意を求める水面下での動きは様々あったというふうに私も聞いておりますし、耳にも入ってきております。最終的には定数10人の立候補に至ったと、それは、今、山崎議員がおっしゃったとおり、引退を考えていたんですけど、どうも選挙戦にならんということで決意をされて立候補したというような経過がそれを示していると思っております。

これから4年後に考えられることについて申し上げたいんですけど、まず村議会議員に私はなるという考えに至るには、現在の17期の議員の皆さんがそれぞれ実現しようとする公約と私が掲げております公約——これは村の村政の方向というふうに言ってもいいんですけど、それぞれの実現に向けてのお互いの議論と議論の過程を見て、村の政策がどういうふうに変わってこれが実現していくかという経過を見て、村民の皆さんが次こそは私がというふう考えられるかどうかだというふうに思います。

ですから、繰り返しになりますが、今回の結果は、これでもう徒労に終わったわけではなくて、これが出発点だというふうにお考えいただければいいのではないかなというふうに思っております。

本題に入ります。

御質問の趣旨は、村長も村づくりに向けてリーダーにふさわしい人材を育て、あるいは見だして次に備えるべきであるということも指摘をされているのではないかなと思います。

私自身、1期4年と、それから今は2期目の2年目を託されて仕事をしておるつもりでありますけれども、やっぱり公約の実現は本当にできているのだろうか、ただ唯々諾々といいますか、任期をこなしていないかと常に考えているつもりです。

ただ、この3年間は、コロナ禍というのが自分の理由ではありませんけれども、やっぱりこういうことに集中することは当然なんですけれども、それによって準備をしてやるべきことが後回しになっていないかということも常に思っているところであります。

そういう意味で、一方では公約が果たせていないという現状を見つつ、一方では次期を託すべき人を見つけていかなければいけないという、村長職を担いながら同時に進めていくっていうことをしなければいけないんですけれども、これについては非常に難しいことだと思っております。

今やっている中で、私も次はどんな方がとか、あるいはもっとふさわしい人がいるんではないかとか、この人はこういうところがきっと経験もあるしというようなことを今ちらちら考えてもおります。それを実行するかどうかは別にして、そういうことを常に頭に置きながらやっていることは事実であります。

しかしながら、自分よりもふさわしい人の存在ということをどこかで感じながら村政執行をしていかなければ、やはりこれは裸の王様になってしまうというふうに思っております。むろん、村民の批判的な声も耳に入れなければいけないということは根底にはあるわけであります。

先ほども申し上げたわけですが、私の2期目の選挙のときに無投票になりましたことについて、私も何度も言っておりますけれども、コロナ禍の中で、やはり村政方向を決める村長選挙より、今やるべきことはコロナに対する実際の支援であると、無投票になったときにはそういうことを村民の方が選ばれて、ほかに立候補する方がいなかった、これが、まず私の2期目の政策と、今までの経験もあるので、まずはこれを見極めようということは無投票になったのではないかなということも思っております。

自分よりもふさわしいと感じられる人に次期を託していくことは、これは私自身の判断なわけであります。ということは、やっぱりその人に打診をして決意をさせていただく、どうなんだってふうなことを打診してどうなるかということでありますから、これまた不確実というかのことであります。

長い目で見て、地方自治体の中川村っていう存在が自治体合併により消滅することはこれからもあるかもしれないんですけども、そうしたとしても、この1つのエリアの中で生活して働く、そういう人々はずっと存在するわけでありまして、そういうときに1つのエリアとしての行政をまとめ執行していく代表、リーダー、こういった人はどうしても要るだろうというふうに思っております。

全く話は変わりますけれども、では将来、人づくりであるというふうなこともおっしゃられました。まさにそのとおりでと思うわけでありますけれども、これは非常に難しいことなんですけど、村を背負ってリーダーになっていく人、そうじゃなくても、あるまとまりの中で中心的な存在として皆さんの同意を得ながら、この人のやることについてこうと、これがリーダーだと思わなければならないけれども、こういう人を育てるっていうのはやっぱり教育だと思っています。

そういう意味で、教育の中から育ちますので、やはり中川村を考えたときに、先ほど申しましたけれども、人口も減っておりますけれども、それでも4,600人いるわけでありますので、そういう中川村という郷土を知って、この中川を愛し、そして大きくなったら生まれ育った——どこへ行ってもいいんですけど、またいずれはここに帰ってきて生まれ育った郷土を発展させていきたいというふうに考える小中学生に対して、村を学び、村の行政と議会についても教育の中で深めてもらうこと、これが1つ実際に手段として必要だろうなというふうに思っております。

このことは、今度、松澤議長をはじめ議会の皆様にも提案をしていきたいと思っ

おりますが、教育委員会共々考えているのは、やはり、ひとつ慣れていただく、どういう仕組みで村というもの、行政が動いていくんだって言うことは、やはりこれは体験が必要だと思っておりますので、1つには子ども議会というようなことも言われております。

私の1期目では開いてきませんでした、2期目には、東小の6年生だったと思いますが、たまたま議会を見ていただきました。なかなか専門的な議論が行われていましたので、いや、これはちょっと何か議会というところは違和感があったんじゃないかなと思ったら、結構、子どもの反応っていうのは違うところがありまして、詳しい理由とかは分からないんだけど、ルールの中で真剣にやり取りをしている姿が非常にすごいなと思ったと、そういう感想を持っていたことが非常に、いや、これは子どもも十分こういうことを体験し、やはりそういう中から村の方向がどうやって決まっていっていかって言うことを積み上げていく、やっぱりこういうことをやる必要が大いにあるだろうなと思ったところでありまして、長い話になりますけれども、結局、主権者としての自覚を持つ教育をやっぱりこれからはやっていくことが必要だろうなと思います。

これが将来の村を背負う気持ちを持つ人が育っていく、そういう、何ていいますか、土壌をどこかで育てていくことにつながるなというふうに思いますので、お答えになったかどうか分かりませんが、次の人づくりからであるということに対しての私の考え方であります。よろしく申し上げます。

○6 番 (山崎 啓造) 報酬審議会に関しましては、早速諮問いただきまして答申をいただいた、これは誠にありがたかったと感謝を申し上げる次第であります。

ちょっと自分の質問の仕方が悪くてごめんなさいね。実は、村長になり得る人材をじゃなくて、村長が自分の公約、思いを実現するためにはスタッフづくりをという意味だったんですが、質問がへたくそですみませんけれども、そういう趣旨での質問でございましたんで、最後のほうへ行ってもまた答えていただきますんで、お願いをしたいと思います。

そこで、村長が初めて中川村のリーダーに登場したときのことをちょっと思い出してみよう。

あのとき村長が思い描く村づくりは「都市もوراやむ農村をつくろう」っていうことだったじゃないですか。大勢の方が賛同し、自分も確かに、いや、すばらしいなと思いました。

基幹産業である農業のさらなる振興に向けて消費者の求めるものを形にして売る。そのために、消費動向に詳しい大学の研修者であるとか、起業・地域おこしの研究者、また生産する農家の側とで市場調査を基にして研究を進める。

そして商工業、ここが非常に楽しみなところなんです、チャオ周辺の活性化のために都市、地方からの若者を中心とした移住を進め、安定化へとつなげるための施策の1つとして中川村にしながら仕事ができる場所づくりを進める。

商業の皆さんがまとまっている中央地区、特にチャオは巡回バスの拠点であるので、

チャオ周辺とその周辺を結びつけて開業当時のにぎわいを取り戻す。これをしたいんだって言うことを言っておりました。

それから、人口減少や少子高齢化に対しては、結婚・出産・妊娠・子育て支援にますます力を注ぐ、これは大変よくできていると思いますし、若者専用住宅、戸建て住宅の建設であるとか出産祝い金の増額などを上げておられました。これも誠によくできているというふうに思っております。

そして、美しい村中川村を継承していくためにということで、美しい村づくり条例の制定であるとか標示看板の統一、村の文化的象徴であるカヤぶきの民家や渡場のイチョウ並木などなど、所有者と地域住民の手で保存、維持されているものを良好な状況で継承するための中川応援基金をつくろうとうたっておられました。

また、安全な生活の保障と自然環境の保全のために地域防災計画の見直しや原子力発電所被災による放射能からの避難を書き加える。

そして、ここがまたすばらしいところなんですね。木質バイオマスの活用、まきボイラーの設置、これもできています。中川村森林バイオマス活用構想、間伐から運搬、そして消費者に届ける。供給の買取り価格や販売価格の見直しをして総合的に推進するなど、大変すばらしい目標、構想を掲げておられました。

自分は、この目標だとか構想、公約が実現できているか否かを質問するつもりは全くありません。

つまり、物事には、予算措置をすることで短期間で実施できることと、一定のスパンで計画して取り組まなければならない、それをしないと実現できないということがあるということなんです。一定期間を必要とする事業を実現させるためには、それにはやっぱり取り組み、向き合う人材が必要だということになるのではないのでしょうかねということでもあります。つまり、人づくりです。

長々と話しましたが、村長の掲げている村づくり構想は中川村にとっても村民にとっても大変重要であり、意義深いものであります。だから、もう辞めるようなことは言わないように、3期でも4期でも村長を務めていただかないと困るわけですよ。

しかし、実現させるための人づくりは必要ではないでしょうかということ。都市もوراやむ農村づくりを必ず実現してください。

蛇足ですけども、愛知県の豊根村、これは長野県との県境にある小さい愛知県最小の過疎の村だということですが、ここで村おこしのために何かしなくちゃということで考えたっていうんですよ。何もないけど、山の中できれいな水だけは幾らでもあるぞっていうことで思いついたのがチョウザメの養殖だそうです。

チョウザメには種類がたくさんあるようですけれども、豊根村ではキャビアの生産をもくろんで産卵系の種類を選んだそうです。

近くでは豊丘村でもやっているっていうことを聞きましたが、あそこは魚体全体を使って刺身にしたりして食する、そっちのほうに主体を置いているようですが、これは7年ぐらいで商品化ができるそうです。

豊根村のやつは10年ぐらいたたないとキャビアにする大きさの卵を産まないんだ

と、そういうことを言っていましたんで、だから10年前に目的を前面に出して発信して、地域おこし協力隊ですか、それを募集したということなんで、こういうことをやるんだからこういうのに来てくれよ、こういうスタイルでやったと、それで今10年たつていよいよ商品化ができる、10年先を見越して、これから長いことするんですから、それを見越して人づくりということが大切なあと、これは参考までですから、お願いいたします。

次に、長引くコロナ禍、そしてロシアによるウクライナ侵攻の影響で疲弊した村民生活をどう守り抜くかという質問であります。

中川村においても一時期は感染者数が10人を超えるときがありました。現在は第7波も徐々に収束の方向に向かっていると思われまます。

岸田総理は6日の発言で新型コロナウイルス感染症を発症した人の自宅などでの療養期間を10日間から7日間に短縮する方針を表明しております。

また、無症状の感染者の場合は7日間ではなく5日間で解除する、このようにすることもできるんだよ、26日から感染者の発生届を全数把握から簡素化することを全国一律で導入するとしています。

政府は新型コロナとの共存に向けた移行策としてこれらの方針を位置づけると言っています。ウィズコロナへの新たな段階への移行を含めて、社会経済活動との両立を強化すると強調しております。これは大変大事なところです。

感染者の全数把握を26日から簡素化するということですが、自分には実は心疾患を持っているという家族がおりまして、全数がつかめないことで、今までは感染者数を見て危機感を抱いていた、そういう人たちが気をつけなくていいのかなと危機意識がちょっと薄れちゃうんじゃないかと、それを非常に心配するところでもあります。もちろん、自分たちは今までも増してできる限りの予防策を講じることは言うまでもありません。

村では、2020年2月、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、もろもろの事案、案件に対応してきていただいております。なかがわ生活応援商品券の複数回に上る発行であるとか生活福祉資金貸付制度、税金・上下水道料金支払い猶予制度、子育て世代向けの臨時特別給付金、商工業振興資金の拡充でありますとか中川感染症対策店舗環境改善等補助金、これは非常に助かっております。などなど、多岐にわたって目配りをさせていただいております。

しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻という降って湧いたような戦争は、収束の道筋が全く見えないわけですが、海を隔てた遠い国の出来事ではなくて、国民の生活や暮らし、家庭に大きな影響が出ています。資源が乏しい工業立国日本の経済に大打撃といっても過言ではないと思いますが、どうでしょうか。燃料や食品関係、小麦、電気料金、ガス料金の値上がり、これに追い打ちをかける急激な円安、不安材料はあまたであります。

そこで質問です。

コロナ禍による困り事相談を受け付けていますが、その実態はどのようになっていますか。

るのかお聞きをいたします。

○保健福祉課長

それではコロナ禍による相談の実態についてお答えをさせていただきます。

現在、村では地域活動支援センターにコロナ禍による相談窓口を設置して、月2回、土曜日の午前中に開催をしております。こちらでの相談は今のところありません。

ただ、村や包括支援センターへの相談としましては、生活保護についての相談、またコロナ陽性になり仕事ができず収入が減少したが給付金みたいなものはないか、また、コロナ陽性になり仕事を休んだ、子どもが通う保育園が学級閉鎖となり子どもを見るために仕事を休んだ、これ以上仕事を休むことができず体調が悪くても仕事に行っている、また家族全員がコロナ陽性となり買物に行けないなどがありました。

このように、相談がないから困っている人がいないというわけではありませんで、様々な相談窓口や状況を聞き取る窓口は必要と考えております。関係する事業所と連携しながら、これからも相談に対応していきたいと考えております。

○6番

(山崎 啓造) 目配り気配りが十分に行われているというふうに理解をしております。

ただ、自分が心配するのは、昭和10年代から二十四、五年ぐらいに生まれた人っていうのは、またそれ以前の人もそうかなあ、戦時中、戦中戦後、そういうところで物不足で育った人が多いもんですから、並大抵のことじゃ声を出さないんですよ。自分を含めて——自分はどうでもいいんだけど、そういう人が多いなあという気がしております。

自分の子どもの頃を考えてみても、とにかく食べ物がなくて、米の配給ですよ。配給なんて若い人たちは分からないと思いますが、何か通帳みたいなものを持って配給所へ行って、家族が何人ですから下さいってもらってくるんです。1か月に1回か、どうだったか、そういうことは全く覚えていませんが、そんな記憶があります。

それとまた、物が無いんですから、履く靴、ゴムの短靴って分かるかなあ、長靴の下だけのような靴で、裏がないんで汗をかくとつるつるして、走ると脱げちゃうっていうような、そういうのを履いていたんで、同じようなものをみんな履いていますんで、みんなが集まってそこで靴を脱いで、帰るなんていうと大変なんです、自分の靴がどれだか分かんなくなっちゃう。

そんな生活をしていましたから、それでも誰も不平不満は言っていないんですけど、先ほど申し上げましたように、そんな時代を生きてきた皆さんはなかなか音を上げませんから心配をするわけでありまます。

次に、コロナ禍とロシアのウクライナ侵攻により制約を受けている村民の生活の中、村民をはじめ農商工を元気にするための思い、また様々な分野での価格の高騰に対して今後の方向性ということで申し上げたいと思いますが、値上げも今年に入って物品の数は2万円くらいになるんじゃないかなあと、そんなことも言っておられました。

昨日の監査委員の決算審査の意見書にもありましたが、コロナ禍により影響を受けた人たちへの対策がタイムリーに行われたことを評価するとありました。私もそのとおりだと思います。

また、今回の補正でも老人福祉、予防事業、農業振興事業などなど、観光業も含まれますが四千六百万何がしという補正が盛られております。

政府は、物価・賃金・生活総合対策本部、これは昨日の村長の挨拶にも出てきましたが、会合を開きまして住民税非課税世帯の1世帯当たり5万円、ガソリン価格への補助金を9月末から年末まで延長、地方創生臨時交付金を新たに6,000億円交付して価格高騰を支援、輸入小麦価格を10月以降も据え置くほか、畜産農家の飼料代の負担支援、9月下旬に新型コロナウイルス対策などを併せて3兆円半ばのコロナ・物価予備費を措置するそうであります。

村民をはじめ農商工を元気にするための思い、様々な分野での価格の高騰に対しての今後の方向性ですが、いずれにしましても臨時交付金をはじめとして中身が見えてきてからですかね、そんなことになるのかと思いますが、その辺のところをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○村長 ちょっとその前に、「都市もうらやむ農村をつくろう」という最初の公約をまとめたようなキャッチフレーズと申しますか、それを出したことは事実でありまして、これについては、あの当時は都市に一極集中して、今はコロナ感染が減るについて大分変わってきているようではございますけれども、そういう中で、どっこいという言い方はありませんけれども、よくよく考えると農村こそ都会の人も羨ましいような政策を実際につくり生活していると、そういう村をつくっていききたいということでそれぞれの施策を考えて、その総合的なキャッチフレーズでありました。

それについてはともかくとして、先ほど保健福祉課長からも答弁をさせていただきましたけれども、当面のところ、直接村や包括支援センターのほうに相談、大きな声は聞こえていないんだけどというお話をさせていただきました。

実は、この間よく言われているのは、先ほど戦中戦後のお話が出てきましたけれども、やはりあの当時と今と違うのは、みんなが貧しいという言い方はないんですけど、同じような状態にあるというところと、いや、今はもうそうではなくて、一定の生活水準が確かにできるようになっていると思います。にもかかわらず、やはり格差といえますか、これが物すごく広がっているという実態があるがために、コロナで仕事もなくなりどうしていいか分からないというような人、それから生活保護というところまで追いつめられるんですけど、日本人はそうなんですけど、実際には生活保護を受けることに対しての、何ていいますか、恥ずかしい気持ちというか、やっぱりどうしても自立をしていかなければいけないんだというふうな気持ちを持っている、やっぱりこの精神っていうのは必要だとは思いますが、助けてほしいというときに助け合えるのが今の世の中なので、そういう意味ではぜひ声を上げてほしいということです。

声はあります。例えば、コロナの中で仕事もう減っちゃっている、もう生活保護を受けざるを得ないような状態なんだけれども、何とか助けてほしいとか、あるいは福祉のお金、社協が窓口になっている福祉資金は、なかなか、これは返さなければいけないので、どうしても自分は借りることができないと、痩せ我慢とは言わないんで

すけど、そういう率直な気持ちを今述べられる方もいるんです。

そういう現状もあるということもお話をさせていただいた上で、先ほどタイムリーな、例えばコロナに対しては政策を打ってきたということでもありますけれども、これについては議会からも、例えば全員協議会で最初に議論したのは、まず商工業者の中小の皆さんをどうやって支援していくかっていう、あのときはその話だったはずなんです。それはそれでよかったんですけど、ちょっと待てよと、それは何かっていうと、そうじゃなくて個人事業主はどうするんだと、特に中川には個人事業主でいろいろ、何ていいますか、音楽だとか、いろんな芸術と申しますか、そういうことを仕事、なりわいに行っている人もいるし、小さいところでお店を始めた方もいるんで、こういう人たち、個人やフリーランスと呼ばれるような働き方をしている、つまりどこかの契約の下に社員として、あるいは仕事をしていない人たちをどうするんだっていうことが議会の中からも声が出て、議論する中で政策を打ってきたところが最初のほかとの――ほかとのという言い方はありませんけれども、違いをいち早く出してきたという意味で、これは村だけでなく議会の中からも、やっぱり皆さんの議論と方向から正しい政策っていうか打てたというふうには私は思っているんで、こういうことこそよく議論して、やっぱりこれからは欠けたところをやっていくべきだなというふうに大いに思っているところです。

そういう意味で申し上げますと、農商工を元気にしていくための思いっていうのはずっとそうなんですけど、改めて言いますと、商工の事業者の中にもコロナの前から事業がうまくいっていない人がいるんですよ。後継者がいないために事業継続することについて悩んでいた方が、もうやめようっていうのはアンケートでも出ています。これをやめられてしまうと中川村の事業者は恐らくもう残らなくなってしまって、例えばチャオに入っている店舗1軒か2軒とチャオくらいしか残らないかもしれないと、こういう事態になるわけでありまして、こういうことでやっぱり村民生活の選択肢が狭まるっていう意味では、これは何とかしなきゃいけないというふうには思っております。

それから、新型コロナウイルスの終息っていうのはまだまだ見えないわけなんですけれども、山崎議員もおっしゃいましたが、今年度に入ってからコロナ対策は強い行動制限などではなくて暮らしと経済をできるだけ維持するために社会活動への影響を最小限とするような対策、これを国が打ってきています。

大きな柱を政府が出すっていうことを言われましたので、これについては村としても、私も全ての政策が必ずいいとは思っていませんけど、前も言いましたが、やっぱりコロナ対応の創生臨時交付金、これについては非常にありがたいものだし、この結果がどういうことになっているかっていうと、実は国からの大きな支援の下に大分これによる事業を、要するに国の支援を得て、コロナを理由にしてという言い方ではありませんが、空気をうまく正常に流したりする、あるいは暑い中で理由をつけて手洗いのあれを全部自動水洗にしちゃうとか、これも決して楽にするんじゃないんで、かえってこのほうが水の節約になるんですよ。こういうふうな多くの政策を出してきたこ

と、これについては、政府についてはよかったなど、正しい判断だなどと思って私自身も感謝しています。

何が言いたいかって言うと、今回、政策を出していますから、やっぱり1つのポイントとしては、先ほど申し上げたとおり、やっぱりフリーランスの方も含めてどうするんだってことは視点として検討しなきゃいけないと、現に困っているという状態があるわけですから、そういうことは、これから後の答弁で申し上げますけれども、今はそういう考え方でいます。

それともう一つ、ロシアのウクライナへの侵攻で、あそこの黒海から穀物、小麦ですとか、ヒマワリもそうなんでしょうね、そういったものが出ていけなくなっていますよね。こういうこともありますので、今そのために小麦が非常に値上がりをしていますけど、政府は買入れ価格を、今度は製粉業者に売り渡すんですけど、そのときにも国が負担をして、差額は補填をして値上げをしないよというようなことも言っています。

そのことと併せて今問題になっているのが、農業者、農家のやはり肥料ですね。1番議員の今度の一般質問でもやっていただきますので多くは申しませんが、こういうことも含めて、今やらなければいけないことはやるんですけど、ちょっとすぐにほかのところは——先に結論を言っちゃいけないですけど、農業に関してはもう9月の議会ですらどうってようなこともやっていますけど、もう少しうちの農業の形態をじっくり考えた上で、やっぱり遅れないように政策は考えていきたい。

ただ、商工業者とフリーランス、こういったことも含めて、これは、できることは、今やらなきゃいけないことはやっていくと、こういう決意でおります。

○6 番 (山崎 啓造) シーラカンスのような人間ですけども、肩肘張らずに様子を見ながら年に1回ぐらいは質問してもいいのかなと、そんなふうに思っております。

以上、質問を終わります。

○議長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

次に、7番 島崎敏一君。

○7 番 (島崎 敏一) 私は、一般質問所の通告に基づき、本日は1点質問したいと思えます。

質問事項は「空き家バンクを活かした集落維持について」、1 現状の把握について、2 利点をアピールする工法の工夫について、3 物件オーナーと移住者の関係性についてです。

まず、資料1、私の質問通告書の次のページにあるんですが、信濃毎日新聞の今年7月19日の記事です。

ちょっと印刷が薄くて申し訳ないんですが、2010年から2020年にかけての長野県73市町村の小中学生の生徒数の推移です。一覧表になっているのは、73市町村の細かな10年間の生徒数の動態が表されています。ほとんどの市町村で減っています。長野県では減少率が14.8%、全国平均では9.4%の減少率となっています。

そこで、中川村はどうなのかっていうところで、表の真ん中あたりに中川村がある

んですが、これが何と増えています。412人から419人と、7人ですが僅かに増えています、このほかに増えた自治体は3つ、南箕輪村と北相木村と原村だそうです。

なぜ中川村が増えているのか、いろいろな人に今聞いておるのですが、その理由が分かれば、それこそが村の魅力に直結していると私は思っています。

ほかの3村の分析を簡単に見てみますと、南箕輪村は住宅造成と周辺の製造業のベッドタウンということで人口が増えています。北相木村は、山村留学の生徒が多く、実質の世帯数増とは直接の結びつきがありません。原村は、八ヶ岳山麓という観光地の利を利用して空き別荘を活用した移住政策をしています。そういうような理由が推測できます。

本村は実際のところどうなのだろうということで、教育委員会から資料をいただき、簡単ですがグラフを作ってみました。次のページの資料2になります。

これも薄くて大変申し訳ないんですが、直近14年ほどのデータを基にグラフにしました。

実際は、視野をほんの少し広げるだけで、やはり生徒数は減っています。

ただ、長野県の平均の減少率——これは薄い曲線なんですが——よりは緩やかでした。ですが、ここ二、三年はまた急落しています。

同じように、年号の下に中川村の村営住宅、2009年パークハウス滝戸、次いで中田島が2011年2012年、メゾン中組が2018年ということで、この統計を取っている10年間の間に村営住宅がたち、そして2011年の東日本大震災以降の移住者の波、これがうまく重なったような推測ができます。そのほかにも、子育ての医療費無償化など、様々な政策の影響もあると思われます。

しかし、それだけでしょうか。ほかの市町村でも似たような政策はこの10年間でいろいろやっているはずですよ。

ただ、新聞にもあるとおり、ほとんどの自治体が生徒数を減らしています。詳しい考察は、また後ほどにして、次の資料を見てみましょう。

次のページをめくってください。

今度は将来に目を向けてみたいと思います。

中川村まち・ひと・しごと創生総合戦略、中川村人口ビジョン2015～2060という資料があり、39ページのグラフを抜粋しています。

これは日本創生会議が推測する人口動態を基に2060年までの将来展望人口を示しています。

この表は、2010年から2060年までの50年間で、下に棒グラフがありますが、何か定住促進の政策をすることでぐっと人口の減少を緩やかなものにしてほしいというグラフです。すごく大ざっぱで、かつ楽観的な予測です。

子育て世代が年を追うごとに転入をしてきて、合計特殊出生率を1.84から段階的に引き上げて2035年からは2.07で推移していくという見込みです。

合計特殊出生率の目標の根拠となるのは、隣の資料4のほうの「将来展望人口推計の要素」からなっています。2.07という合計特殊出生率の目標の根拠はここには書

いてないんですが、とても楽観的で、ちなみに去年——2021年の合計特殊出生率の全国水準は1.3です。年々下がり続けているようです。

また、この将来展望人口で2021年の人口を計算すると4,652人となっていて、実際は中川村の人口は4,766人、実情が展望よりも多少ですが多い状況となっています。

ですが、この表からお伝えしたいことはそのことではありません。目標推計と実情は年がたつごとに分かれ道のように離れていくことが予測されます。今から将来への行動を具体的にイメージしなければなりません。

現在の中川村の空き家率を御存知でしょうか。

全国の平均は13.6%となっています。

中川村は現在約170軒の空き家があります。これを世帯数で割ると約10%という推定値が出てきます。二世帯住宅や複数の物件所有など様々な理由がありますが、これは全くの参考値だと思っています。

これが約10年後の2033年には全国平均で33%、3軒に1軒は空き家というように、だんだんと自治体がスポンジのようにすかすかに、ゴーストタウンのようになってしまうような状況が予想されています。団塊の世代は10年後には85歳前後となり、今後10年間で空き家が続出してくることは必至です。

この諸問題に対して一石を投じるべく、村は、昨年、なかがわ暮らし推進協議会を立ち上げました。協議会の主な実施内容は、1 空き地・空き家バンクの運営、2 民間事業者及び村土地開発公社が保有する村内の不動産情報の紹介、3 移住・定住に関する情報発信となっております。

協議会の発足から一年弱がたっていますが、1番の空き地・空き家バンク運営については登録物件の増加が見込めていない状況が続いております。

空き家・空き地バンクの登録数が増えないのは、一軒一軒に家主さんそれぞれの理由があるからです。例えば、荷物がいっぱいであらう騒ぎ、とても貸せないなあ、こんな家はもう誰も住めないからほったらかしておる、先祖代々の土地だから売れんなあ、一族の同意がないから売れないなあ、知らない人にはあんまり売りたいくないし貸したくないなあなど、状況維持を保つ声を多く聞きます。

しかし、その反面、空き家の手入れが大変で将来のことを考え始めておるところ、借りてくれる人がいるならば今住んでいる家を出ていきたいんだけどなあ、知っている人なら貸してもいいんだけどなあなどなど、前向きな気持ちを持っている方もいらっしゃいます。

そして、オーナーさんの思いとはまた別に、物件それぞれの立地条件、改修工事の有無、下水道加入状況など、千差万別の要因を持っています。

物件オーナーの意向が様々なように移住者側の意向も様々です。中川村の何に魅力を感じて来てくださっているか、アルプスが見えるきれいな景色なのか、それとも魅力的な人なのか、また果樹栽培に興味があるのかとか、暮らし方、自営業を営みたいとかお勤めしたいとか、また家族構成、年齢や既婚なのか独身なのかとか、空き家を求めて来る方にも様々な理由と背景があります。

物件オーナーと移住者、双方の意向調査が必要だと思っています。もちろんプライバシーに最大限配慮しながら中立の立場で、かつ事例に詳しい方に見てもらおうことが必要だと思っています。

現状では漠然と定住促進をしているだけという印象は否めません。世の中の流れに合わせているだけでは問題解決には至りません。実情の整理が必要です。論点をはっきりと見える化、データ化すれば今後のなかがわ暮らし推進協議会での活動のための基本情報となります。空き家を手放す背中を押したり、それぞれの移住者に寄り添ったりした提案ができます。そして、今私たちができる最善の一手を打つべきです。

先ほどの資料3に沿って人口の将来展望をするならば、各地区の集落維持のために具体的なビジョンが必要です。毎年どのような移住者が何人住めば集落機能は維持できるのか、現在移住を希望されている方々のニーズは何なのかなどなど、具体的な需要と供給の見える化、データ化が必要です。

あくまで参考値ですが、推計を出す一例を申し上げますと、次の資料、資料5になります。名古屋大学大学院環境学研究科附属持続的共発展教育研究センターが提供している「小地域ごとの簡易人口推計ツール」というものがあります。このツールはホームページから誰でもアクセスできて、全国の地域を指定して任意の地域の人口を推測できる仕組みです。中川村でも地域に応じて大草地区、片桐地区、葛島地区、四徳はちょっと分かりませんが、国勢調査を基に人口の推計ができるサイトです。

資料の下の大きい表を見てもらいたいんですが、中川村全体の将来——2015年～2060年に対して、例えばですよ、あくまで推計なんですが、子育て世代の移住者が年間5組移住してきて、出生率は1.615という数値ですが、これは任意でいろいろ入れられます。1.00～3.00から選べるんですが、そういったとき2060年に何人になっているかなどなど、いろいろなシミュレーションができるものとなっています。このように様々な手法でデータは手に入れることができます。

しかし、真に問題にすべきは、そのデータを使ってどのような形で集落維持をしていくかです。2060年の中川村人口ビジョンの具体策を練るためには情報収集、分析、計画が必要です。6番議員が先ほど言っていたように「戦を見て矢をはぐ」では駄目だとこの件についても強く思います。村長の考えはいかがでしょうか。

○村 長 御質問にまずお答えしたいんですけど、幾つか今までの実際の、何ていいますか、御自分でといいますか、いろいろ分析をしていただいて資料をたくさん用意していただき、ありがとうございます。

まず、御指摘の人口ビジョンでありますけれども、これにつきましては村の人口の現状と将来の姿を示しているものでありまして、人口減少をめぐる問題に関する住民の意識の共有を目指すということとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示しておる、そういうためにお示しをしておるものであります。その性質上、本ビジョンがきっかけとなりまして住民の皆さん自らがそれぞれの地区のコミュニティー維持について主体的に考えるということが一番重要視しておるということなんです。

村では、人口ビジョンとともに中川村総合戦略を策定しまして、地方創生に関する取組を今現在進めております。

平成 28 年度には各地区に対して移住・定住のための宅地分譲などを行う地域力維持・向上事業への取組の呼びかけを行った結果、2つの地区——小平と美里でありますけれども、この2つの地区において地区活性化検討委員会が設けられました。

これに基づいて、例えば小平では小規模でありますけれども分譲地をあそこに造成をしたと、これは南原を分譲し、その後、八幡平、これを分譲し、分譲地の開発はしばらくやってこなかったわけでありますけれども、久しぶりに小規模のものを造ってきたというようなことであります。

また、美里につきましても、それぞれの地域をどういうふうにしていくかっていうことを定期的に研究し、また村も集落支援員を置いておりますので定期的に村も併せて話し合いをしながら自分たちの地域を将来どうやっていくんだっていうことを議論していただいておりますということは島崎議員も御存じのとおりかと思えます。

そういうことでありまして、今申し上げたとおり、それぞれの地区がやっぱり自分たちの地域をどうやってつくっていくのかっていうことがまずはないと、村は、ではこここのところに集団的にこうやって造りましょうっていうことでは、ちょっとこれから人口も減少していきますし、小規模で開発をしてきた土地開発公社の分譲地も——まだちょっと最近1件だけ引き合いっていうかがまた久しぶりにあったようでありますけれども、これが4年間も分譲ただけで販売できていないということになりますから、やっぱりそれぞれの地区でのどうするんだっていう議論から出発するべきだろうなということを思っております。

今後は、こういった枠組みを中心にして各地区において集落維持のための計画ですとか意見といったものを村と共有していただいて、先ほど話がありましたけれども、村としては空き家をはじめとした諸問題に対して検討していきたい、こういうことを考えておるわけであります。

それから、集落ごとに集落維持をするにはどのぐらいの移住者がいて現の住んでいる方と移住者から何人の子どもが生まれれば将来も維持できるのかという、名古屋大学大学院の、何ていうか、入力をするとうると出るというやつだと思うんですけど、「小地域ごとの簡易人口推計ツール」だと思っただけでありますけれども、そういう視点で集落を見る。

そして、現在ある活用できそうな空き家の所有者の貸出しの条件——貸出しの条件の中にはもちろん売買も含まれますけれども、それと移住者の要望を1件ずつマッチングさせていくということをおっしゃっているんだと思うんです。議員が一番大事だよっていうふうにおっしゃるかと思うんですけども、これについては、担当から議員に質問のヒアリングをさせていただいて、担当からもこういうふうの説明をいたしましたという報告が上がっておりますけれども、まだ不足しておるかと思っておりますけれども、細かいところではまだ至らないかもしれないんですが、担当窓口は地域政策課でありますけれども、これについてはマッチングするようにやっておるつもりでござ

いますので、まだこれが足りないよっていうことであれば、また御指摘いただければ直しながら進めていきたい。

いずれにしても、やっぱり各地区が自分たちの集落をどうやっていくんだということをもとに考え、では村にこういうところで協力がほしいと、こういうふうを考えているんだけどどうだろうかという、そういうふうな議論をまず起こしていただき、将来の自分たちの地域の方向を話しながら、それに見合ったできることをみんなで考えていく、まずこういうことからやっていただければというふうに思っております。

○ 7 番 (島崎 敏一) 地区活性化委員会のお話は私が住む美里地区でも大変関心を寄せている事案でして、もうかれこれ何年も、3年も4年もなかなかうまい答えが出ない中で話し合いを続けているのですが、先ほど私の質問の中でも言ったのですが、中立の立場で、かつ事例に詳しい方に間に入ってもらって、いろいろなアイデアですとか提言をしていただきたいなと美里地区活性化委員会としては思っています。

そもそもなんですけれども、なぜ集落維持が必要で、何にどんな取組をしたら地区に人が来てくれるのかというのは、正直なところ村民だけではもうなかなか、諦めているわけではないのですが、なかなかいい策が出ない中で、やっぱり情報収集の段階からしっかりと、どんな情報を集めたいのかですとか、どんな展望、どんな事例があるのかですとか、やはり専門的な方のアイデアが美里地区では今求められているのかなというところなんです。

また、これからの村の全体的な在り方を検討するに当たって、やはり忘れてはならないのが日本で最も美しい村連合に中川村は加盟しているっていうことだと思います。美しい農村風景をこれからも守るためにできることに連合と協力しながら取り組んで景観を守っていきこうという目的の中で、地区としては、やはり人が活力の源ですので、でき得る限り各地区の本当にもう草刈りも追いつかない、生活するのも手いっぱいというなかなか声を上げにくい人たちにも耳を傾けて集落維持の具体策を練ってほしいと思います。

次の質問です。利点をアピールする工法の工夫について。

現在、建設環境課では「空き家空き地の適正管理をお願いします」という冊子を配布しています。この広報のキャッチコピーでは、あと一歩物件オーナーの心に届きにくいのではないかなあというのが率直な印象です。物件オーナーの心がときめくような、利点をアピールできるような、思わず空き家を手放してみようかなと背中を押されるような、そんな広報が求められていると思います。

あくまで空き地、空き家というのは個人の所有物なのでデリケートな問題ではあるのですが、空き家管理の大原則は物件の所有期間を短くして適切に処理をすることです。

物件の査定額は築年数に応じて決まり、年数がたつほど価値が下がります。そして、逆に維持費はかかり続けます。言ってしまうと当たり前のことですが、長年放置して朽ち果ててしまった家は少なくありません。だからこそ建設環境課が作った「空き家空き地の適正管理をお願いします」というのは大変重要です。

なので、それを行動に移すために背中をぼんと押してあげるような広報のデザインを工夫するべきだと思います。親が元気なうちに空き家問題の話をしようですか、終活の一環で荷物の整理をしようですか、移住者、移住希望者との交流会など、身近な暮らしの中で空き家問題を意識してもらうことは大切だと思います。

そして、空き家を上手に売買、もしくは賃貸などができれば、オーナーさんは維持コストがなくなります。そして金銭的な収入も見込めます。たとえ金額が低くとも、マイナスだった維持コストはなくなるはずです。そして地区に新しい人が入ってきます。集落維持、担い手不足解消にもつながる。そして、子どもがいれば、なおよしです。そういった物件オーナー、移住者、地区にとって三方よしのような関係を築くことができます。

よって、空き家管理をお願いしますというよりも、空き家を生かして三方よしのような前向きな広報活動を幅広い世代に魅力的に伝えることが必要です。事例紹介や動画配信、実際に移住してみた人にインタビューするなど、また空き家を紹介した地元の方にインタビューするなど、メディアの利用も効果的だと思います。村長の考えはいかがでしょうか。

○村 長 空き家につきましては担当との質問のヒアリングの中で現状をつぶさに調べていただいたかというふうに思っておりますが、空き家バンクの登録が今は非常に、現状を申しますと少ないということと言えます。

現在の登録数は、空き家が9件で、空き地が1件です。登録した途端にというか、実は登録していただいても条件のいいものは成約、契約が成り立つという現象があるということも担当課からお聞きになったかと思っておりますけれども、こちらでつかんでいる登録していただいてすぐ成約に至ったケースは、累計でありますけれども空き家が18件あります。

つまり、何が言いたいかっていうと、条件のいいのはすぐ——条件のいいっていう言い方はないんですけど、空き家でも比較的新しいというか、立地条件のいいものについては成約がすぐなってしまうと、今残っている空き家については、条件としてすぐに使いたい、あるいは契約して使いたい、ここを直して住みたいんだけど、こういう条件ではどうだろうかという、なかなかそのところとマッチングしていないということだけは御理解いただきたいというふうに思います。

そういう現状がある中なんですけど、御質問については、もっと前向きな広報活動を幅広い世代に魅力的に伝えるデザインとともに届けることが必要ではないかと、事例紹介ですとか動画配信のメディア利用も効果的だと思うので、どうだという御質問かと思っておりますけれども、空き家の活用に関してはヒアリング等で調べていただいたとおりかと思っております。

村としては、空き家バンクへの登録と、これを公開すること、それから空き家活用補助金、幾つかありますけれども、空き家の片づけをして、あるいは取壊しまでしたらこういうふうに補助もしますよっていうようなこともやっております。空き家活用補助金を使って空き家の活用をするように推進を図ってきたところでありまして、こ

れまで広報紙ですとかホームページへの掲載による広報活動を行ってきたところでありま

す。御指摘の冊子、非常に何ていうか、これは建設環境課に置いてある冊子でありますけれども、手放したい、なかなかそういうふうには思わないというような御指摘もいただいたんですけど、これの意図するところは、やっぱり空き家については、後々住む環境ですとか、崩れてきては困るとか、いろいろ、犯罪の温床という言い方はありませんが、そういうふうになっては困るので、例えば国道沿いの南へ向かうところのアレチウリが取り巻いた宅地を御覧になったかと思いますが、こういうふうになってしまうと大変なことなんです。ですから、そういうことがないように、ぜひ御自分で事前に処分なり管理をしてください、それについては村でもお手伝いすることはできますよという、そういう啓発の冊子でありますので、そのことをまず御理解いただきたいということでもあります。

この冊子のキャッチコピーとしては、空き家を何か活用してもらうように考えようかなとか、ちょっと最初の文章がそういうふうな中身ではないのか、そういうふうにはならないのかもしれないけれども、中を見ていただくと空き家、空き地の活用についても御案内をしておるところであります。

もちろん、空き家と申しまして一概に全ての空き家が活用できるものではありませんので、村としましては、空き家、空き地の適正管理は、まずはお願いをしなければならぬ、そういう中で地域資源として不動産の活用についても広報をしていくと、こういうスタンスで物を作っております。

そういうことでもありますけれども、とは申せ、空き家バンクに登録をしていくためには、やはり登録をすることによる所有者のメリットですとか、議員もおっしゃったとおり、こういうふうな活用をしたら非常によかったという、空き家の持ち主も大変使っていただいて助かった、うちも活用でき助かったっていういい事例があれば、そういう紹介をしていくことが、やはり村の、何ていいますか、今の空き家制度もPRすることになると思っておりますし、実際の制度でもって、ほかの持ち主、空き家を持っている方がそれを見たときに、ああ、こういう制度があるのかと、では私も何とかちょっと村に相談して貸そうかなとか、そういうふうになるんではないかなと考えますので、今年度中に空き家・空き地相談会と称しまして、村の空き家・空き地バンクの説明ですとか、これまでの成約事例や空き家活用補助金の活用事例の紹介などを行っていく場を設けていきたいと考えております。

ただ、空き家の持ち主の方はこの近くにはいないことは事実ですから、こういう皆さんに来ていただいて改めて説明するっていうのは非常に難しいところもありますが、例えば、空き家を求めてくる中、皆さんにもここへ来ていただいて制度を説明するっていうことも必要かなというふうに思っております。

実際にちよくちよくというか、押し寄せるという状況にはありませんけれども、若い方が空き家を求めて相談に来られていることは事実であります。ただ、その前に、今はネットの時代ですから、やはりホームページを見て、その上で来られている、よ

く研究をしてこられているっていうのが実態です。

そういう意味で、それも考えましたので、暮らし推進協議会では、いろいろな補助施策とか、実際にこういう制度がありますよ、中川で暮らしを始めませんかというパンフレットを作って、その中での補助事例ですとか、実際にそれを使って移住してこられた方の声とか、こういったことも載せて、今これはホームページに載せていますので、そういうふうにして広げておるところであります。

長くなりましたが、今年度、空き家・空き地相談会、これをやってまいりたいと、相談の場をつくっていくということで考えております。

○7 番 (島崎 敏一) 役場のむらづくり係に新しい冊子が最近置いてあって、すみません、今持ってくれば非常によかったのですが、主に移住希望者に向けて、中川村にはこんな村営住宅がありますよとか、移住者の声ですとか、あとは村の行事についてなど載せてある 10 ページぐらいのカラーの冊子がありまして、すごくいい冊子だなあと感じました。中川村に移住してみようかなっていう気持ちをすごく膨らませてくれるデザインであるなあとというふうに思います。

そのような感じで、今度は空き家を供給する側の方にも魅力を感じてもらえるような広報の仕方に期待します。

また、役場だけでなく、リフォーム業者さんや地元の建設関係の方や、あとは不動産屋さんにとっても、そういった物件の契約や売買に関わることはビジネスとして魅力があることだと思います。

ある不動産屋さん聞いたのですが、やはり中川村は物件の登録数が不動産業でも少なく、それを自ら空き家を見つけては近所の方に声をかけて、あそこの空き家の持ち主は誰ですかとか、本当に一つ一つ空き家をしらみ潰しにして自分の不動産業で紹介とか仲介できるような物件を探して、県外の方にそういった物件をお伝えすることにすごく喜びを感じている業者さんもいらっしゃいます。

伊那市や駒ヶ根市で空き家がどんどん発掘して契約に至っているのは、やはりそういったビジネスという土台の上に乗って、ちゃんと商売として不動産屋さんが紹介しているからというものもあると思います。

なかかわ暮らし推進協議会は、役場だけじゃなくて、不動産屋さんですとか行政に関わることで、あとは建設業者さんも一緒になってつくった本当に素晴らしい協議会だと思いますので、ぜひとも活発な活動のほうをよろしく願いいたします。

次の質問に行きます。

物件オーナーと移住希望者の関係性について。

今申し上げた広報については、どんなに工夫をしても、それだけでは不十分だと思います。

最初に申し上げたとおり、知らない人には貸したくないという気持ちを持っている方々は、人数は把握できませんが、割と大勢いるように感じます。それは、ただその文脈だけ聞くととても閉鎖的なように思われてしまいますが、私はそうは思いません。互いを知って集落維持をしてきた、いや、もう集落をつくってこられた農村文化にとっ

て、協力関係は絶対に必要だからです。

また、これも日本創生会議が予測しているのですが、2040年、今から18年後、自治体の半数が消滅するかもという予測があります。

集落維持問題は今以上に協力関係なしでは成り立ちません。

地元の方、空き家所有者さん、それぞれに諸問題についてお茶を飲みながらお話を聞いたところ、ある空き家所有者さんは、地区には迷惑をかけたくないから知らない人と売買するのはためらいがある、地元で信頼できる人が紹介してくれたら考える、ある地区の方は、移住者が増えてきていて地元の方との分断が起こりそうだ、地区に入っていない人もいる、地区の運営には協力してほしい、ある不動産屋さんは、空き家の売買だけでなく地区加入に関わるお話をさせていただいている、地区総代さんへの挨拶を一緒に行うこともある、こういった方々の意見を要約すると、集落維持の観点から地区活動には協力してほしいという切実な意図を感じました。

もう一方で、移住者の方々に聞き取りをすると、今住んでいる家は地元の〇〇さんが紹介してくださった、地元の方が物件を紹介してくれて移住に結びついた、地区の仕組みや約束を教えていただき本当に助けられたという声をよく聞きました。

一人一人に寄り添って意見を聞き、誤解のないように物事を進めていく、最近ではマッチングと呼ばれていますが、いわゆる移住仲人さんのような需要を双方から強く感じています。

似たような制度で、県内にも信州暮らしパートナーという制度があります。

資料の6、これもすみません、薄くてなかなか読みづらいのですが、コロナ禍において県内の移住が最多の記事です。これは信濃毎日新聞の2022年6月9日の記事なんですが、薄くて読みづらいんですが、県は信州暮らしパートナーという制度をつくって、このパートナーはもう移住者が中心なんですが、長野県内の各市町村で移住して、喫茶店のオーナーであるとか、自分らしい働き方をしている人たちが移住希望者と地元とをつないで、地区のいろいろな約束事ですとか、その自治体の特色ですとか魅力ですとか、そういったことを伝えて、実体験をちゃんとお伝えしながら移住に結びつけていくっていう取組なのです。

中川村では、さらに地元密着型の移住仲人さんのような取組の必要性を感じています。取り組まずとも、もう既にそういった移住仲人さんのような地元の方がたくさんいます。仕組みになっていないだけで、現在の定住促進を縁の下で支えているのはその皆様のおかげだと思っています。

村の総合戦略では、中川村の将来像は「一人ひとりの元気が活きる美しい村“なかかわ”」となります。

話は一番最初に戻りますが、資料1の信毎の記事の中川村の魅力についてなんですが、私がいろいろ調べまして推測するに、やはり中川村の魅力は村民一人一人の中にあると思います。

個人名は差し控えますが、ここで紹介したい魅力的な働き方、生き方をされている方々が本当に大勢いらっしゃいます。その方々からあふれ出ている雰囲気は村の雰囲気

気づくりを担っていて、そこから派生して「類は友を呼ぶ」で集まってくる関係人口が定住へと結びついたと私は考察しています。だからこそ、人から人へ仲人さんのように移住者と地元の方や空き家などなどをマッチングする仕組みが求められていると感じます。村長の考えはいかがですか。

○村 長 村では、空き家バンクの登録物件に対して利用希望者から中を見たいですか所有者への問合せがあった場合には、所有者にどういった方でどんな希望をお持ちなのかをお伝えした上で、求める方と所有者の希望、これを出しながら二者をつなぐ役割をさせていただいております。

移住相談の際には、地区加入、自治会への加入の必要性ですか、地区費——これは地区費をほとんどのところで徴収をするようになっておりますので、地区費ですか、道路や河川の草刈り等の出役——出役っていい言い方はあまりよくないんですけど、実際には自分たちの周りの地域を守るということで自主的にというか、非常に苦勞の多い中で頑張っておこなっているところでもあります。こういったことについても説明をしております、希望者が特定の地区について、ここの地区でこういうのはどうなんですかということです。特定の地区について希望者から質問があった場合には、村のほうから地区総代の方へおつなぎをさせていただいております。問合せが来た場合にはこういうふうな取組をやるという原則でやっております。

現状でありますけれども、そもそも移住希望者に案内できる空き家などの住まいが不足していること、これは最初にも申しましたが、非常に物件として住みたい、いい、値頃感、値段、場所、いろんな意味で、ふるさとがあるんですけど、それとか国道に近いとか、いろいろあります。そういった中から移住希望者に案内できる空き家などの住まい、そういったところは先に成約してしまいますので、そういう住まいが不足しているということから、ちょっと移住仲人、詳しい方を各地区、集落ごとに置いたらということにはすぐにはつながらないのかなというふうに思っております。

ただし、議員がおっしゃるように地区を最もよく知るのは地区にお住まいの方で、この集落を将来何とかしたいと、言い方は変なんですけど、自分が元気なうちにこれを何とかしないと、やっぱり集落が廃れるというか、寂れるというか、なくなってしまうというような危機感を持っている方もいるわけで、こういう方々、そういう思いを持っている方々に対して、村のほうから集落支援員という格好で一定の仕事はさせていただきます。

それは、地区でこれからこの地域をどうやって元気にしていったらいいか、特に移住者、若い人たちを呼び込んでいったらいいかということを中心に議論をしていただきながら、ぜひこの地区には具体的な話があったらこんなふうな施策を取ってほしいと、こういうことを集落と我々行政とをつなぐ専門の方、または移住希望者と地区をつなげる役を幾つかの地区の中から集落支援員という格好で任命をさせていただいて、そのことに特化した仕事をしていただく、こういう方法も考えられますので、これは村でも考えなきゃいけないけれども、そういう方を集落支援員という格好で任命し

ていくということも考えておるところであります。

いずれにしても、総代会でも説明を申し上げたとおりでありますけれども、やはり地区で担い手が不足してきています。担い手が不足しているっていうことで、もう草刈りもできないよっていうことも出ております。こういう地域課題がもういろんな地区から出てくるようになってしまいました。こういった地区課題について対応していかなければならない時期に来ておりますので、今申し上げたとおり、議員との議論はあれだと思んですけど、まず自分たちがやっぱりこの地区を何とかしたいんだってという思いから具体的に進めて、行政はこのところをもっと手伝ってくれと、こういう進め方で、移住希望者についてはもっと生活的にこんなことができんのかっていうようなことも含めてお話をいただいて、政策ってそうやって練り上げながらやっていくもんだと思いますので、そういうことを認識していただいて、移住者、そして定住していく。

できれば、そうはいっても村の中心ばかりではなくて、議員のお住いのところもやっぱり非常に眺めのいいところですし、標高も高いので冬はちょっと、いや、最近は温暖化していますから寒いってあまりないと思いますし、かえって暑くないところが私もいいかと思ひまして、そういう意味でいい地区もたくさん中川にはまだ残っていますから、集落が消滅しないで、都会からいいなあと思って来る方がぜひマッチングの中で住んでいけるような施策も練り上げつつ進めていきたいなと思っております。

答えになったかどうか分かりませんが、そんなことを考えております。

○7 番 (島崎 敏一) 今言ったマッチングの移住仲人さんのお話、集落支援員という仕組みを使う可能性を提示していただき、私が思うところは、やはり仲人さんっていうぐらいなんで、基本的に自分たちが本当に何とかしたいっていう気持ちが一番大事だと思っていて、本当に美里の活性化委員会も、自分たちの地区がこれからどうなってしまうのかっていう、本当に何とかしなきゃという、何か行動に移さなきゃというところから立ち上がりました。小平もきっとそうだと思います。

ピンチをチャンスに変えるというところとちょっと楽観的かもしれませんが、本当に自分たちが何とかしたいという良心を源にして、いろいろな物事、今回においては集落維持、定住促進についてプラスな方向に物事が動いていけばいいなと思っております。

私の質問を終わりにしたいと思います。

○議 長 これで島崎敏一議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時とします。

[午前10時39分 休憩]

[午前11時00分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1 番 片桐邦俊議員。

○1 番 (片桐 邦俊) 私は、さきに通告いたしました2問について質問いたします。まず「肥料価格等高騰への対策と将来に向けての取組について」ということであり

ます。

先ほど6番議員からの質問にもありましたけれども、現在、原油価格高騰、原材料価格高騰が住民生活に大きな影響を与えている中ですが、2021年以降、肥料価格の上昇が村の基幹産業である農業に大きな打撃を与えております。

我が国は、肥料の3要素である窒素、リン酸、カリの原料である尿素、リン安、塩化カリのほぼ全量を輸入により調達しています。

本年6月～10月の秋肥価格については大幅な値上げとなっており、窒素・カリ系の肥料を中心に1.5倍から2倍の値上がりとなるような状況です。

価格上昇の要因は、肥料原料輸出国の輸出規制や輸出停滞のほか、海上運賃の上昇、急激な円安の進行であり、さらなる価格上昇も免れない見通しのようであります。

このような情勢の中、国は肥料価格高騰対策として農業経営への影響緩和のために化学肥料の低減に向けて取り組む農業者への支援を決めました。国で作成した農家向け資料を参考資料として添付してあります。

その内容は、本年の秋肥と来年の春肥に当たる6月から来年5月に購入した肥料が対象で、化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した分の肥料代についてその7割を支援金として交付するというものです。

手続としては、農水省は農家からの申請をJAなどが取りまとめ、都道府県がつくる協議会に提出する仕組みを考えているようです。

JAが取りまとめるにしても、市町村も問合せ先となっており、村に対して相談される農家の方もいらっしゃると思います。

特に、JAに聞いてみますと、JAでの周知徹底はどのようにするかということで聞いてみましたが、これだけのために人を集めて説明する機会は持てないと、農家の皆さん方が集まるところで若干説明はするけれども、あとは紙ベースの配布というような話がありました。

ということになりますと、やはり必然的に問合せ先の窓口でもあります市町村のほうに、村のほうにも相談される方がいらっしゃるというように考えております。ぜひ村もJAと連携を取りながら対応する必要があるというように私も考えておまして、質問をさせていただきたいと思います。

申請に必要なものは、対象期間内に注文したことが分かる注文書などと購入したことが分かる請求書または領収書のほかに化学肥料低減計画書が必要となります。計画書には取組メニュー例が15項目提示されており、そのうち2つ以上に取り組む必要があります。内容は土壌診断による施肥設計、堆肥の利用、有機質肥料の利用などなっています。

提言計画はあくまでも農業者が選択するべきものでありますけれども、問合せ、あるいは相談があった場合、村として持続可能で推進したいと考えるメニューがあればお伺いします。細かなことですが、後の質問に関係してまいりますので、ぜひお答えをお願いしたいと思います。

私のほうからただいまの質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

○産業振興課長

今、議員のほうで農水省から出されました肥料価格高騰対策の詳細等について御説明をいただきましたので、内容等については省かせていただきますけれども、こちらの事業の窓口については、先ほどお話がありましたように、中川村内については農協が窓口であるというふうに思われます。ほかに肥料店などを窓口となっておりますが、村内においてはJAが主な窓口ということで認識をしております。

申請につきましては、5戸以上の農業者グループで行うということ、対象となるのは令和4年4月から来年5月に購入した肥料で、取組メニューを行った上で前年度から増加した肥料費の7割が補助されるということになっております。

御質問の村内で持続可能として推進したい取組メニューでありますけれども、まずは土壌診断による施肥設計、そして生育診断による施肥設計や堆肥の利用などが取り組みやすいというふうに考えております。

こちらの堆肥の利用などにつきましては、JAや村内の堆肥生産状況なども考慮しますと、これが妥当ではないかというふうに今のところは考えている状況であります。

○1番 (片桐 邦俊) 今、産業振興課長のほうからお答えがありました。

村としても推進してまいりたいと考えるメニューについては、土壌診断による施肥設計並びに生育診断による施肥設計、あとは堆肥利用というようなお話があったわけですが、私も、肥料高騰対策の筆頭に上げられるメニューについては、取りあえずはやっぱり土壌診断による適正施肥だというように思っております。

現在、長野県のJAグループ関係の土壌診断センターがあるわけですが、土壌診断センターでは県内JAを通じて年間約9,000件を超える分析を受託しているということでもあります。

今回と同様に肥料価格が高騰した年が2008年でありますけれども、このときには土壌診断センターでは過去最高の1万件を超える件数の分析したようであります。

こういった状況でありますので、今回も急増することが予想されるわけですが、JAグループの土壌診断センターのほうでは何とか対応していきたいということをお話しておりますけれども、来年の春肥施策に向けまして、これから短期間に分析件数が集中することが予想されるわけがあります。そのために分析結果が出るのが遅れ、施肥時期に影響することが懸念されます。

村に対して土壌診断の相談があった場合に、JA関係のほかに分析依頼できる県の機関等の紹介などが可能なかどうか伺いたいと思います。

あわせて、ここへ来てそういったセンターでの土壌診断費用も値上げが予定されているようであります。過去には村として土壌診断費用に対する補助があったというようにお聞きしました。現在はあまり利用されていないということをお話のほうからお伺いをしましたけれども、現在もこの補助施策があるのかどうか、あれば内容についてお伺いをしたいと思います。

○産業振興課長 肥料高騰対策事業におけるメニューの1つとして土壌診断による施肥設計が上げられたこと、併せて資材高騰による代替肥料の拡大などにより、土壌診断のニーズは今後大きく伸びることが想定されます。

日本農業新聞でも土壌診断の拡大に向けて J A では推進・増加体制の拡充を進めているとの記事が 1 面で掲載されるという状況でありました。

適切な土壌診断に基づく施肥設計や細かなアドバイスができるのは地元密着の J A 上伊那だけであるということから、村としても適切な案内ができるよう営農センター便りなどで啓発を行っていききたいというふうに思っております。

なお、土壌診断のできる他の機関としましては、民間の企業などでもできますが、施肥設計やアドバイスは J A が適切であり、県の農業試験場では土壌診断は受け付けておりません。したがって、J A の体制拡充を求めていききたいというふうに考えております。

村では、安心・安全な農業推進事業として土壌診断調査を行った場合に経費の 30% 以内の補助を行っていたという事業がございました。過剰施肥の回避による適正施肥の取組に寄与しているとして、主に果樹、野菜等の園芸品目に対し J A と連携した取組を行ってきたものであります。

こちらについては、平成 29 年に 2 件の申請があり補助を行ってまいりましたが、以降については特段のニーズもないという状況であり、現在につきましては補助要綱もないという状況でございます。

しかし、今回の肥料高騰対策として土壌診断の要望が増加することが目に見えて想定されますので、必要な案内や補助制度の充実などを図っていききたいというふうに考えております。

○ 1 番 (片桐 邦俊) 今お答えをいただきましたけれども、土壌診断につきましては J A 上伊那へお任せするというような方向の話がありましたけれども、実は J A 上伊那で土壌診断をやっておるわけではなくて、J A 上伊那も全て先ほど申し上げました J A グループへ委託をしておるという実態であります。ですから、J A 上伊那としては受けてはいくけれども、どうしても増えてくれば分析結果が出てくるのが遅くなったりする、そういう部分が考えられるということでもありますので、そんなこともありますから、何とか、もし村としてもそういった機関等がありますれば、ぜひそういうところとの交渉等もやっていただければなあということをお願いしておきたいというふうに思っております。

また、補助事業につきましては、先ほどお話があったとおり、あまり利用がないというような話の中で来ておるようでもありますけれども、後ほどまた申し上げますけれども、やはり将来的にわたっても土壌診断っていうのは 1 つの土づくりのポイントになってくるだろうというふうに思っておりますので、そんな中では、ぜひこの部分を復活させながら検討いただきたいなあというふうに思っております。

ただ、土壌診断の費用ってそんなに高くないんですね。今、J A グループの土壌診断センターは、分析項目が 7 項目のもの 14 項目、そんなところの 2 通りあるかと思えますけれども、7 項目のほうについては非常に安い状況、1,000 円 2,000 円の世界ではなかったかなあというふうに思っておりますけれども、そんなことで、そうはいいまして、やはり農家にしましてもこういったことへ村としての対応をぜひお願

いをしたいということがあろうかと思っておりますので、よろしくご願ひ申し上げたいというふうに思っております。

続いて、実は J A 上伊那では、この 6 月から 7 月にかけて上伊那 8 市町村に対して燃油、肥料等の価格高騰への対策に関する要請を行ったというふうに聞いております。内容につきましては、1 つは価格高騰の影響緩和対策について国、県に働きかけること、もう一つは市町村独自の緊急的な対策を講じることの 2 点であります。

資材等の価格高騰分を即生産物価格に転嫁するのが難しいのが農業であります。農業経営の観点から、村としても独自対策が必要と考えます。村として J A の要請に対してどのように検討されているのか伺いたいと思っております。

ちなみに、そこに書いておきましたけれども、他の市町村の対応状況を調べてみましたけれども、調べたのはちょっと過去になりますので 4 つの地区になっておりますけれども、宮田村につきましては、実は 6 月の議会で既に通っておりまして、進められておるという状況であります。

また、駒ヶ根市につきましては、農家の肥料代と施設農業燃油代等の補助ということで、この 9 月の議会に提出をされているようであります。

伊那市も現在のところ 9 月の定例会に何らかの形で出てくるということで検討されておるというような状況のようであります。

お隣の下伊那のほうの関係を調べてみましたけれども、飯田市につきましては、やはり 6 月の議会だったと思っておりますけど、それで決定をして既に申請が始まっておるという状況でありますし、高森町につきましても同様に高騰対策事業が決定をしておるというような状況であります。

支援の内容については各市町村でまちまちでありますけれども、1 つには、宮田方式のような、いわゆる耕作面積による支援という形を宮田村では取っておるようでもありますし、飯田市あたりを見ますと購入価格によって支援をしておるというような状況になっておりまして、購入価格の支援と、それから耕作面積での支援というような、今のところ 2 通りのような状況が出ておるのかなあというふうに考えております。

そんな中で、中川村としてのお考え、どのように検討されておるかお伺いしたいと思います。

○産業振興課長 村では、独自の支援として原油価格高騰対策となる燃料費高騰負担軽減支援事業を 6 月補正予算へ計上し、農業者への周知を図ってまいりました。

また、国の原油価格・物価高騰等対策につきましては、農業者への周知を図りながら相談に応じてまいったという状況であります。

肥料高騰は、今後しばらくは出口の見えない状況が続くことが予想されるため、状況を把握しながら抜本的な対策が必要と考えます。

そのような状況の中、関係機関による新たなコスト削減を図れる肥料の開発や低肥料での栽培技術の取組を併せ、農業者がこの状況を乗り切れる提案ができる策を模索、検討し、お示しできるよう、調査研究を進めていききたいというふうに考えております。

○ 1 番 (片桐 邦俊) 今お答えをいただきましたけれども、ということは、現在の段階で

は、村独自としてこういった、先ほど申しあげました宮田村なり伊那市、駒ヶ根市というような、いわゆるそういった助成については、現段階では考えていないということでもよろしいのでしょうか。

○村 長 現段階では、まず調査を先行したいというのが、今、私が思っている考え方です。後でもお話があるかと思いますが、既に役場のほうに、水稻農家さんなんですけど、もうやっていけないというようなお答えをしてくださる方もいます。

次にまく肥料は、恐らく水田の場合には秋から施用していく、もちろん果樹園もそういうことがあるんですけど、特に秋起こしの中で使っていくもの、特に窒素とリン肥料、こういったものを中心に値上がりしていることは明らかですから、まず調査だと私は思っています。

それに基づいて、例えば国の支援に対して村はどのぐらいまた追加でできるのかということも考えますし、先ほど、何ていいますか、土壌分析のお話が出ましたが、どちらにしても土壌をきちんと分析するっていうことは、これから農業を適切に、過剰な肥料をやらないで、その作物に一番いい条件で引き出せる、つまり微量元素もそうなんですけど、こういったものは、土壌細菌、還元菌ですとか酸化菌、いろいろあるんですけど、こういったものが非常に関連しているっていうこともありますから、こういったところで、土壌分析も畑、水田、項目の数によって金額が違ってきます。JAからも支援があるんですけど、調べたところによると、やはり個人の負担が6割〜7割になっていますから、これについては、今現在は制度がないというふうに課長も言いましたけれども、今、担当課も研究をしておりますので、どの程度の支援ができるのかっていうことを併せてこれから研究していく、といえますのは、これはこれからのことでもありますので、そういうふうにトータルで御理解いただければと思っています。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、村長からも答弁いただきましたけれども、ぜひ早い検討をお願いしていきたいなあというように思います。すぐに、今年中というようにことは申し上げませんが、いずれにしましても、先ほど申したとおり、これから肥料についてはまだまだ高値は続くというように判断をしておりますし、先ほど村長が申しましたけれども、やはり過大な施肥は必要ないというように思ったりしておりますので、そんなことも含めて、今後検討を早急に進めていただきたいというように思っております。

そんな中で、先ほど課長からも話がありましたけれども、今回のような国の支援対策はあくまでも緊急的なものでありまして、長期的には抜本的な対策が必要だというふうに私も考えております。

実は、農水省が推進しておりますみどりの食料システム戦略、これは令和3年に決定された戦略だと思っておりますけれども、将来にわたって食料の安定供給を図るためには、自然災害や地球温暖化に強く、生産基盤の弱体化、コロナ禍での生産・消費の変化を見据えた対策が必要であり、今後はこのようなSDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中で策定されたものであります。

この具体的な取組の中で、国は目標の達成のための1つとして2030年に輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減、2050年には使用料を30%低減するという目標を掲げました。

具体的な取組としては、堆肥や緑肥などの有機物の施用——緑肥といいますと、私も覚えておるのは、今あまり見られなくなりましたが、過去に水田一面にレンゲやクローバーなどが栽培されていたという経過がありますけど、こういうものをすき込んだのが緑肥かなというふうに思っておりますけれども、そういった堆肥、緑肥等の有機物の施用、それから土壌微生物の有効施用、それとドローン等による耕作地全体の生育状況の確認と肥料不足箇所へのピンポイントの施肥といったスマート農業の推進が上げられております。

今後も資材価格の高騰は頻発すると想定されておまして、この時期を転機として環境に優しくリスクにも強い農業を目指すべく、村は、農業委員会、あるいはJAと十分連携を取りながら目標に向けての取組が必要というように考えておりますけれども、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○村 長 みどりの食料システム戦略における有機農業の取組につきましては、村内で栽培を行っている有機農業者と連携をしていく、今後の村での有機農業の在り方、進め方について、この機会にみんなで研究を始める、そういう場をつくってこの課題に対処していく足がかりをまずはつくりたいというふうに思っております。

有機農業に取り組む野菜農家の中では既に実践的な取組が始まっているということでありまして、水稻農家や果樹農家も含めて、これを機会に村内農業者に意識を持って必要な知識を得て、取り入れる技術の習得を図っていただきたい、そう思っております。

村としては、そういう方向で議論が進む中で村としての明確な目標設定ができていく。みどりの食料システム戦略についてですけど、2050年までの目標はできていますけど、村ではどうするんだっていうことは、まだ計画もつくっていませんので、そういう議論をする中でしていきたいというふうに思っております。

それから、有機農業を推進していく、研究をしていくということですから、これに対しての必要な研究費っていうか、いろんな方がいますので講師さんをお呼びするですとか、あるいは取り組まれているいろんなところに視察に行くですとか——私がちょっと前から言っているのは、お米なんですけど、1つ、多分アミノ酸じゃないかと思うんですけど、これをうまく使って、すみません、固有名詞を出していいかどうか分かりませんが、出しちゃいますけど、伊藤さんっていう方が「うんこツアー」っていうのをやっているんですよ。実はこれを行っている農家が米どころである飯山ですとか木島平、こういったところでは非常に食味も含めて1等米というか、非常に評価が高くて、入賞している方がたくさんいるということを聞いていますので、もうそういうことも研究をしていく、そのためのお金だったら惜しむことはないと思っておりますから、そういう意味では助成も含めて研究に対しての支援もしていきたいというふうに思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、村長から答弁いただきましたけれども、いずれにしても国の目標としては先ほど言ったとおり出ておりますし、また肥料だけではなく農薬についてもこれから価格高騰等もちょっと心配されておる状況もありますので、そんなことを含めて、農薬についても化学農薬についてはやはり 2050 年に 50%減ですか、そんな目標を国のほうでは立てておるようでありましてけれども、いずれにしても、先ほどお話があったとおり、研究を含めて、ぜひ十分な検討をお願いしていきたいというように考えております。

続いて、この項目の最後になりますけれども、肥料価格高騰対策を中心に質問をしてまいりましたけれども、肥料以外の農業資材、また燃料や食料品等の物価高騰も大きな問題となっております。

さきの 6 番議員から質問が出て、村長からの答弁もありましたけれども、既に村としても原油高騰対策、施設園芸経営支援事業や第 4 弾となる生活応援商品券の発行等、対策が進められておりますけれども、今後の状況を見る中で引き続き対策が必要になると思います。

この対策というのは、お金だけの対策ではなくて、やはり相談機能、そういう部分も含めての支援ということだというように思っておりますけれども、ぜひそんな部分を検討いただきたいというふうに思っております。財政的な課題等もあると思っておりますけれども、先ほどの 6 番議員とダブる部分があるかと思いますが、村長の思いをお伺いしたいというように思います。

○村 長 肥料価格をはじめとしました農業資材の高騰、それから燃油や電気料金の値上げなど、春以降、急激にいろんなものが変動して農業者や事業者は非常に困惑しているというふうに思っております。

中川村の農業形態を考えたときに、例えば果樹農家の使用する殺菌剤ですとか殺虫剤——殺虫剤の是非についていろいろ問題があることは承知しておりますけれども、実際にこれを使っておりますので、こういった部分の農薬の高騰が心配をされます。今、議員のおっしゃったとおりであります。

秋から冬にかけて加温用、そして培地の殺菌用——キノコなんかですけれども、殺菌用として年間を通して大量に燃油を使用する農業事業者もあります。

果樹組合等では共同防除に、規模の大きい水稲農家はトラクターやコンバイン、それからカントリーへの運搬の車の燃油代、これに軽油を使用しておりますので、これについても大きいものというふうに考えます。

輸入に頼るところが大きい肥料の高騰対策として、あるいは畜産飼料の高騰に対して助成を行う自治体が出てきているところでもありますけれども、村としましては、

11 月を目途にして農業者、事業者の経営を圧迫している現状実態調査を行い、効果的な支援を行うべく、まとまりましたら議会にも提案説明を申し上げ、実際に同意をいただいて支援をしていきたい。これが私っていうか、いろいろ考えたところで、担当課でも相談をして考えたところ、すぐというわけにはいかないというふうに申し上げたのは、まず調査というのはこういうことでございます。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、村長からのお言葉の中にありました。特に、今私も思い出したんですが、キノコの培地、キノコの培地についてはほとんど輸入でありますんで、これがかなりやっばり上がっておるということもあります。ですから、こういった肥料や農薬対策だけではなくて、いわゆる原材料とか資材等の全般について、11 月以降にアンケートを取られるということでもありますけれども、ぜひ調査をよろしく願い申し上げたいというように思っております。

また、私が申し上げたいのは、農業だけに限らず、先ほど 6 番議員からも話があったとおり、一般の住民の方々も物価高騰に対して非常に課題になっておるという状況がありますので、そんなことも含めて、商工業者、あるいは一般の住民の方々に対しての支援検討もぜひ継続してお願いをしていきたいということをお願い申し上げます。次の項目へ移らせていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

「小中学校教員の働き方改革について」ということでもあります。

このことにつきましては、ある新聞報道で気になる記事を見ました。それは「公立小中学校教員の疲弊 深刻化」というものです。

その記事には、

公立小中学校教員の勤務状況が過酷になっている。少子化が進んでいるにもかかわらず、デジタル対応など業務が拡大しているためで、教員の半数は勤務時間中の休憩時間がゼロだったことが研究者の調査で判明した。(中略) 精神疾患による休職者は約 5 千人の高止まりが続き、教員の負担軽減は喫緊の課題だ。

と書かれていました。

中川村としてはそのような状況はないだろうと実は思っておるわけでもありますけれども、全国的には教育現場の働き方改革を進める動きっていうのがあるというように聞いておるために質問をしたいというように思っております。

村としても先生方に対してメンタルチェック的なアンケート等を実施されておるというように思っておるわけでもありますけれども、現状の村内小中学校の状況について分かる範囲内でお伺いしたいというふうに思います。

また、教員の疲弊は子どもの成長に悪影響を及ぼしかねず、自治体は教員がゆとりを持って児童や生徒と向き合えるよう勤務実態を正確に把握する必要があると指摘されていますが、村教育委員会としての実態と対応について併せてお伺いしたいと思います。

ちなみに、国のガイドラインでは、勤務時間外の労働の目安につきましては 1 か月 45 時間、1 年で 360 時間以内と示されているというように確認をしておりますが、お願いをしたいと思います。

○教育 長 ただいま議員からも御指摘がございましたけれども、小中学校教員の勤務状況が過酷になっているという現状については事実だと認識をしております。

そもそも日本の学校教育システムにおいては、教員 1 人で様々な業務を担当するような、そんな仕組みにもなっております。

また、中川村の小中学校は小規模な学校ということで、児童生徒も少ないから、一見、忙しくはないのではないかというような見方もされますが、学校は大小に関わらず機能を果たすために一定の公務分掌がありますので、教員が少ないということになれば1人の教員が複数の公務分掌を重ねて担当しなければいけないという実態もありまして、そういう点からも忙しさは変わらない、そんな実態にあるというふうに思っております。

そこに、御指摘のような、例えば小学校の英語科でありますとかICT教育等、新たな教育内容の導入ということ、また支援が必要な児童生徒や家庭の増加、そうしたことに伴うまた事務量の増加等、仕事の量的、あるいは質的負担が増しているのも事実であります。その上、新型コロナウイルス感染症への対応というものが加わっていると、そんな具合でありますので、どういう状況かということは想像がつく状況であります。

教育委員会といたしましても、教員の勤務実態の把握、それと改善については大変関心を持って取り組んでいるところでございます。

御指摘のように、全国的に働き方改革への取組が始まっておりまして、本村の小中学校においても、例えば会議の精選でありますとか、行事や事務仕事の見直し、あるいは地域ボランティアの皆様にご協力をいただいた取組、そんなことも行ってきております。

勤務実態についてでありますけれども、小中学校においては公務支援システムを導入しておりますけれども、その機能、あるいは独自のソフトを利用してそれぞれが出勤時及び退勤時を入力しております、勤務時間そのものの把握はそのことによっても行っております。

また、それもまとめまして個々の状況についても確認ができる、そういう状況になっております。

ガイドラインで示されている時間外勤務時間は1か月45時間の目安となっておりますけれども、平均してみるとガイドラインで示されている時間を超えている状況に小中学校はないというふうに承知をしておりますが、ただ、個々のレベルで見ますと各学校にはやはり何人か超えるような実態での勤務があるというふうに承知をしております。

また、そういう状況の中では、学校安全衛生委員会というものが各学校に設置をされておまして、定期的にこうした状況についての確認あるいは個々への対応、例えば時間外勤務時間の状況によっては医師による面接指導を受ける体制もできておりますので、そういう働きかけも行うようにはなっております。また改善に向けた提案もこの委員会で行うという状況でございます。

また、年に1回、ストレスチェックテストというものを行っておりまして、それぞれのストレスの度合いも把握をしております。

この結果で見ますと、やはり先生方は仕事の量的、質的負担感、疲労感が高いものがあるなあというふうに認識をしておりますが、こういうことに対して、そのテスト

の結果においては、上司であるとか同僚、家族等の支えがあると感じている値が本村の先生方はかなり高い状況でありまして、小中学校ともに先生方が高い同僚性を持って支え合って現状を乗り越えているという状況が分かるというふうに思っております。現状は、こうした家庭的な雰囲気の中で取り組んでいるということが本村の先生方の強みかなあというふうに承知をしております。

また、保護者の皆様や地域の皆様も総じて学校には本当に協力的に対応していただいておりますので、そんなことも先生方にとっては大きな支えになっているというふうに承知をしております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、ストレステストのお話がありました。疲労感としてストレスを感じていらっしゃる方もいらっしゃるという話を聞きました。

ストレスがイコール心の病にすぐなるわけではありませんけれども、やはりストレスが限界を超えたときには体調を崩すという方向につながってくるんだらうというように私も考えます。

そんな中では、先ほど教育長から話がありましたけれども、上司あるいは同僚、それから保護者の皆様方の支え合いで何とか保っていると、そういったストレスを解消されているというお話がありましたけれども、ぜひこんな部分を続けていただければなあというようなふうに思っております。

先ほど教育長のほうからも話がありましたけれども、やはり教員の労働時間が減らない理由として上げられるのは、そもそも業務量が膨大であるということでもあります。授業の実施とそれに伴う準備だけでなく、部活の顧問、各種行事、保護者会、家庭訪問、会議、研修会等、多くの仕事に追われているのが実態だというふうに思います。教員の働き方改革が求められる背景には教員の長時間労働が慢性化していることが上げられるというふうに思っております。

一般企業の働き方改革が進む中で、教員についても働き方の改善をすべきであるというふうに考えております。先ほど勤務実態の把握はされておるといってお伺いしておりますけれども、いずれにいたしましても、勤務実態の把握を基にして業務の見直し、あるいは待遇改善をする必要があるというように考えておりますけれども、先ほどの御答弁の中でもいろいろの考えをお伺いしましたが、さらに教育長の考えを伺いたいと思います。

○教育長 議員の御指摘のとおり、ストレスというのは本当に大敵でありまして、そういった状況の積み重ねから、新聞報道にありますように、昨今では心身を病む方々も少なくない状況もございます。

また、私自身もそういう中をくぐり抜けてきた者ではありますが、そういう実態を引き継いでしまったなあという責任感も感じておるところではありますが、これまでの取組としましても、例えば会議でありますとか行事でありますとか、そうした見直しは既に行っております。ただ、なかなか思うように進まないような部分もございます。

実はコロナ禍にあることもこうしたことに対する見直しのチャンスにもなっている

ということもありまして、学校のほうではこうした中で見直しをするということも進めております。

ただ、行事等の教育的な活動につきましては教育上の狙いや必要性があつてこれまでも実施してきた経緯もありまして、大なたを振るうようにはなかなかいかない、進まないというのが実際のところであります。

ではどうするかということですが、まずできる点としまして、これからの改善の視点として、例えば3点を今考えております。1点目は教員が担っている事務的な仕事の効率化という点でございます。2点目には教員が今まで一手に担ってきた仕事の分業化ということ、それと3点目であります校外のリソースを生かした協業化、そういった点を今改善のポイントとして考えておりまして、教育委員会も共に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○1 番 (片桐 邦俊) 今お答えいただきましたので、(3)の質問につきましてはほぼ御回答いただいたということにさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、やはりこういった教育関係ってというのは国や県の指導が基本になるんだろうなというふうには思っておりますけれども、村教育委員会、そして独自として考えられる具体的な改善点等がありましたら、ぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思っております。

最初に申したとおり、子どもの健やかな成長のためには先生方の健康が大きく影響してくるというふうに考えております。引き続き、学校の管理職の皆様方、同僚の皆様方、先ほど申したとおり保護者の皆様方の協力については教育委員会としても一層留意されることをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議 長 これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時10分とします。

[午前11時49分 休憩]

[午後1時10分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番 大原孝芳議員。

なお、大原議員より資料配布の申出がありましたので許可をしてあります。

○9 番 (大原 孝芳) では、私のほうから2問の質問をしたいと思います。

まず最初に「特別支援学級に関する通知について」というタイトルで質問したいと思います。

質問の要旨のところに書きましたが、信毎の報道だったんですが、4月27日に文科省が「特別支援学級及び通教による指導の適切な運用について」とのタイトルで都道府県教育委員会などに通知を出したと報道されました。これには「文部科学省は4月、週の授業時間の半分以上を目安に特別支援学級で授業を行い、通常学級での授業を半分以下にするよう求める通知を出した。」とあります。

これは当然中川村の教育委員会にも県教委を通じて通達として来ていると思います。

中川村にも支援学級が小中学校にあると思います。

そういったことで、今までも国は教育委員会に対して事あるごとにいろんな通知を出してきておりますが、私がこの記事を見る中では非常に現場の皆さんは困惑しているというようなことが書かれておりました。ですので、中川村にとってもこれはそれなりに苦勞しているんじゃないかっていうようなことも含めまして、これからお聞きしたいと思います。

それから、教育長には、国は今まで、こういったインクルーシブ教育、皆さんと一緒に、支援学級と通常の人たちのクラスと一緒に仲よくやるのが大事だよと言いながら、非常に矛盾をするようなことも言ってきているんです。ぜひ、国が意図するこういうことを言うてくる背景っていうのを、ちょっと教育長の経験からお聞きしながら、今後の中川村のこういった教育現場において混乱が起きないように進めていっていただくためにも質問したいと思います。

では、まず最初に、今の通達に対して中川村教育委員会はどのように理解しているかということと、国のこういった背景をお聞きしたいと思います。

○教育 長 御指摘の通知につきましては、文部科学省から4月27日付で県教育委員会のほうに通知をされ、県教育委員会のほうから市町村教育委員会のほうへも通知があったという状況でございます。

理解については、少しお時間をいただきながら通知内の内容のポイントをちょっとお示ししながら説明をしたいと思いますので、ちょっとお時間をいただきながらということで御了承ください。

まず、本通知では、まず示されていたのが特別支援教育の意味についてということでありまして、通知については、次のように2点述べられております。

まず「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。」という、まずこの意味を言いまして、次の2点であります。

1点目は「インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求する」ということが1点、それと、もう一点が「障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、」という点、この2点が示されております。

私も経験上非常に重要な特別支援教育の意味であり、2点だというふうに承知をしております。

こうした特別支援教育の意味に対して、本通知では、文部科学省が令和3年度に自治体を対象にして実施した調査、これについて述べられておりまして、

特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に

応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。

という指摘であります。

そうしたことから先ほど議員の御指摘があった時間数のことが述べられているわけですが、それでも、「特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきである」と、多くを特別支援学級ではなくて通常の学級で過ごしているのであれば、その生活を基本とすべきであるという見解が出ていると思います。

言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。というふうに示されております。

これが基本的な考え方、文科省がこの通知で言っている基本的な考え方だと思うんですが、私の拙い経験から少し県内の状況、動きも御説明させていただきますと、長野県においては、平成19年に学校教育法が改正をされまして、その頃をきっかけにして、交流及び共同学習、つまり特別支援学級に在籍はしているけれども原学級である通常の学級との交流を大事なさいと、そういう学びですが、これが長野県内でも重視をされてきた経過があります。特別支援学級に在籍していても共に学ぶということを大事にした取組であるという点では、インクルーシブな教育ということがこの中でうたわれている姿だと思います。

通常の学級で過ごす時間が増えていたというふうに、私もこれまでの状況は見てまいりました。

一方で、特別支援学級を担当する教員の専門性、こういったものが教育関係者からも課題として上げられておりまして、そういう専門性が担当する教員に担保されていないと、そういう状況下から、特別支援学級で児童生徒の教育的にニーズに応じた、その子どもに必要な指導、支援が特別支援学級でできていない状況があるのではないかと、つまり特別支援学級で支援するのではなくて、もう通常の学級のほうの生活に戻してしまうと、実はそんな状況も県内でも教育関係者からの指摘もございました。

今回の通知でも、現行で行われている交流及び共同学習が児童生徒の教育的ニーズに必要性をもって実施されているというよりは、機械的あるいは画一的に行われている事例であると、それは児童生徒のための指導、支援にはなっていないのではないかと、さきに述べたような特別支援教育の本来の意味、そういったものを改めて通知として示したと、そういうふうに理解をしております。

○9 番 (大原 孝芳) 今、教育長のほうからお話をいただきまして、国のほうが今回の通知を出した背景なんかもお聞きしましたし、それからまた近隣のお話なんですが、支援学級のことを本当に思うと、そういう方法がいいということであると。

それで、私も全然知識がない中でお話しするんですけど、逆に要支援の子どもさんたちが通常学級のほうへ来たことによって例えば通常学級のほうが混乱を起こしてしまうとか、そういうような、ちょっと全くこれは私の推測の域ですが、そこら辺のことってというのは考えられるんでしょうか。

○教育長 今の議員の心配されている状況といいますか、現状につきましては、例えば発達障

害のあるお子さんが自・情障学級に在籍をしていると、行動面で支援が必要だということ、お子さんが通常の学級である原学級のほうに行くってということ、これも現状としてはあり得ることなんですけれども、確かに集団行動が苦手であるという状況から通常の学級の中でなかなかそういう環境になじめない、そのことがあるから特別支援学級でその子のニーズに応じた指導、支援を個別的あるいは小グループで行うって意味合いになっていると思うんです。

しかし、現状とすると、そういう支援が必要なお子さんにどういう指導、支援をしていくのかってということもあるんですが、インクルーシブな教育っていう考え方とすると、ではそのお子さんを取り巻く周りの子どもたちが、そういう関係性から、そういうある種自分と異質な状況を持っているお子さん方も一緒に理解をしてやっていくって方向性も今は大事にされてきていまして、確かにそういうふうに行く過程についてはなかなか厳しいものもありますけれども、現状の考え方とすると、そのお子さんだけの問題ではない、取り巻く子どもたちも一緒にそうした状況について考えて一緒に成長していくと、そういう発想で今は取り組まれている状況だというふうに理解をしております。

○9 番 (大原 孝芳) そういうことで今お話がありましたので2番のほうへ参りますが、中川村はどういうふうに現状は——例えば私が質問させてもらって、教育長が現場の先生方にお聞きしたかはちょっと分かんないんですが、新聞報道を見ますと非常に現場が混乱しちゃっているということです。

それで、当然、確かに国が指摘するように今までは通常学級のほうへ入り過ぎちゃっているとか長くい過ぎちゃっているとかってことがあって、そうしたときに現場の先生と非常に感覚的な温度差があって、現場はそういうつもりじゃなくて、この子のためにそれがいいんだって思い込みでもやっているかと思うんですね。

この通知が来たときに、例えばそういうことを教育長から校長に言って、校長のほうからしっかり先生方に伝えていくとか、そういうことを言って、では先生がそうですねと言って、うまく伝達してスムーズに、そういう現場が混乱しないようにいかどうかっていうことを私は心配するわけです。

したがって、今は②のほうなんですけど、例えば中川村の現場において、そこら辺はどういうふうに——通知は4月からですから、大分、もう数か月たっているんですが、状況をちょっとお話ししていただきたいと思います。

○教育長 今御指摘のとおり、この通知が出たときに、新聞報道のとおり、時間数が独り歩きするような状況が私にはあったというふうに思っているんですが、そういうことでやはり現場が混乱したっていう、え、これってどういうことなのかというような反応はあったというふうに承知をしています。

特別な支援が必要な児童生徒に対しましては、教育的ニーズ、その子にどういう教育が必要なのかってことを明らかにするために個別の指導計画というものを作成して指導、支援するよというところが現在は求められております。

本村の小中学校においては、特別支援教育を担当している先生方は、ありがたいこ

とに特別支援学校で専門的な教育を経験されてきたり、長年、特別支援学級の指導、支援に携わられてきたりした先生方が指導、支援をしていただいておりますので、個別の指導計画というものをきちんと作成して、それに基づいた指導をしていただいております。

また、通知を見ますと週の授業時数の半分以上を特別支援学級で授業を受けることを目安というふうに示しているんですが、例えば1日の時間で見ますと2時間～3時間が想定されると思うんですが、特別支援学級でその子にとって必要な指導、支援をしていくってことで考えますと、やはりそういう時間はどうしても必要になってくるケースが多いんじゃないかというふうに思います。

また、この通知文の中では次のようなただし書がありまして、

ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

というふうにされております。

つまり、子どもたちに必要な教育であるということが説明できるような、例えば指導計画の中で通常の学級での学び、集団での学びが大事だということになれば、ここが厚くなるってことはあり得るということの見解だというふうに思います。

また、本村においても特別支援学級から状況の変化、成長によって退級をして通常の学級のほうに変更していくというケースもございますので、そういった点では、そのことを本村の先生方には十分理解をしていただいて、教育委員会としてもそういう考え方でいくということでお伝えをしているところであります。

○9 番 (大原 孝芳) すみません、多分、今、次の③番のほうも含めて言っていたと思うんですけど、今後の村の取組ってということで、今言われたように先生たちにもそういうふうにお話をすると。

それで、ちょっと教育長のお話をお聞きしたいんですが、この中で通級っていう一読み方は「つうきゅう」でいいんですかね。新聞にもこれの解説があったんですが、中川村には通級っていうのがないわけですよね。

それで、これも規模によってそこに対して13人に1人先生をつけなきゃいけないとか、何かいろいろ決まりがあるんですが——ちょっとすみません、事前に通知してないんですが、中川村にとって、これは通級学級を設けるっていう、そのあれはないわけですかね。そういう制度的なものとして中川村は必要ないと、そういう見解でいいんですかね。その件、よろしいですか。

○教育長 通級による指導と申しますのは、特別支援学級に入級して、そこで特別な教育課程を組んで指導、支援を受けるということではなくて、通常の学級に在籍をしながら通って必要な教育を受ける指導方法でありまして、週の上限から言いますと、多いお子さんについては8時間を通して学べるよっていう制度になっています。

これは、国のほうも今、これまで加配で教員を配置して教室をつくっていたんです

が、今は通常の学級や特別支援学級と同じように児童生徒の数によって配置をしてくましようということ、基礎定数化といいますけれども、それに組み込んでいまして、長野県においては、令和8年度までだったというふうに記憶しておりますが、県内に138教室を配置するという計画を公表しています。

ただ、やっぱり配置できる数に限りがある状況にあると、どうしても都市部のほうに配置が集中をしてしまうと、どうしてもこういう上伊那の小規模校であったり、あるいは例えば下伊那の山間地の小規模校であったり、そういうところに配置がなかなか難しい状況になっていまして、今はそこから派遣を受けて、その担当する先生が実際に指導をしているのが、近いところでは飯島の小学校で、サテライトでやっているケースはあります。

ただ、それも今配置されている教室で担当しているお子さんが多いので、中川村のほうで希望して、保護者の方に御負担いただいてそこに送迎もしてもらってということになると、現状ではなかなか使いにくい状況がありまして、これについては、いろんな機会に教育委員会としても県のほうに配置あるいは利用しやすい方向で配置をしてほしいということでの要望をしてくております。

○9 番 (大原 孝芳) ありがとうございます。

では、ちょっとこの問題については最後なんですけど、3の今後の村の取組ということで、今の教育長のお話の中では、もう大分、数か月たっているもんですから、現場のほうではこういったこともきちんと整理できて今後スムーズに運営できるということでしょうか。再度お願いいたします。

○教育長 議員のおっしゃるとおりであるというふうに思っておりますし、今お話ししたような形で取組をしていきたいというふうに思っております。

○9 番 (大原 孝芳) では次の問題に入りたいと思います。タイトルとしては「村教育委員会が後援する事業は、どのようにして決まるのか」というタイトルで質問したいと思います。

村教育委員会にはいろんな後援依頼があると思います。

その中の1つについて、私の経験からのお話をまずさせていただきたいと思います。これは親守詩と書いて「おやもりうた」というふうに読まれるそうです。

多分、五、六年前だと思いますが、私の孫は小学校3年だったかだと思います。親守詩に当選したが、母親はそのとき都合が悪いのでおじいちゃんに行ってほしいということで、私が孫について県の文化センターに参りました。そこで目にしたことをちょっと述べたいと思います。

私は何の予備知識もなく会場へ入りました。それで、孫はステージのほうへ上がって表彰状を受けたりして、それから、場内では高橋史朗という教授——当時は知らなかったんですが、その教授は今、明星大学の教授だそうです——彼の講演があったわけですね。それから長野県出身の女性歌手という方が歌を歌って、そしてセレモニーを全て終わって、それで私が会場を後にするときに、ここにも書きましたように、私たちを外で待ち受けていて、それで資料を渡されました。それがここに書いてある日

本会議という名前の入った資料でありまして、そのときに中をちょっと見ましたが、当然、憲法改正の推進、そういったことが書かれておりました。

私は何の知識もなく、それから中川村の方が参加っていうか、そのときは3人ぐらいいらっしゃったかな、ですので非常に唐突感がありましたし、それから配っていた彼らは市議会議員であったりする、そういう方が配っておりました。私は当然その彼がどういう政治思想を持っているかっていうことも分かっていたので、ああ、やっぱりこの会は政治的背景があるなと思いました。しかし、行った方は恐らく分かっていたかと思いません。

それを機に私には一般質問する機会もありましたが、五、六年もたって今回初めてやらさせていただきます。

それから、まずそのチラシを見たときに、チラシというか、行ったときに、そのときは中川村教育委員会が後援になっていたんですね。私はそれも驚いたんです。

それで、なぜ中川村教育委員会がこの組織の事業に対して後援したのかと、なったのかということやずっと考えておまして、そのうちにだんだん、3年前ですから少しは行ったんでしょうけど、私も何の気なしにずっと過ごしておまして、コロナが始まりまして、今年になってみんな周りの衆がいろんなことを騒ぎ出したんです。それで、何なのかと言ったら、こういうのがあるけど、どうなの、知っているのかって言うので、ああ、もう私はそこへ行ってきたよって話したんです。

そういうふうに一気にいろんな後援する方を増やしていますし、それで、当時の資料はちょっと今ないんですが、去年の令和3年のやつは今手元にあります。そのときは教育委員会が後援、それから令和4年度は中川村も一緒に後援になっているんですね。

ですので、私は親守詩というのがどうこうっていうよりも、こういった組織を後援するにはそれなりの根拠がなきゃいけないと思うんですね。

私は、私の政治活動の中では、私から見れば、これは本当にもう表には出ない政治活動だと私は考えます。

したがって、教育委員会がこれを後援するには、きちんと説明していただかないと私は納得できない、そういうことで今回質問させていただきます。

それから、議長の許可をいただいていますので、ちょっと事前にお手元へ資料を配らせていただきました。

これは、文化センターのフロントのロビーのところに棚がありまして、私はそこから頂いてきたものをちょっとコピーしました。

それで、これは令和3年のものとほとんど同じですね。日にちを変えただけです。

それから、違っているのは協賛の中にいろんな人たちが増えている。

それから、今回、私はあまり気にしませんでした、すみません、お手元にありますけど、ちょっとあまり細かいことを言っても何ですが、1つちょっと特質的なものは、協賛の大きい文字の上から5段目に「サンデー世界日報愛読者の会・飯田43とも倶楽部」っていうのがございます。私は知りませんでした、これはいろんな報道

の中では旧統一教会の下部組織の機関誌の読み合わせの会だそうです。

そして、これに関連して信毎の8月10日の記事に——松本市も当然ここに協賛になっています。松本市の臥雲市長は、8月9日、ちょっと記事を読みませぬ。

10月30日にオンライン開催される予定の「第9回親守詩（おやもりうた）長野県大会」について、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の「関与が否定できない」とし、後援を取り消すと発表した。教団の関連団体とみられる「サンデー世界日報愛読者の会・飯田43とも倶楽部」が協賛団体となっていたことが理由。

それで、実行委員長の新井信一郎さんっていう方がいらっしゃる。この方は飯田市議です。私も存じ上げておりますが、そういったところへ問合せしたところ「松本市の指摘とは別に住民から同様の指摘があり、同倶楽部に協賛を取り下げてもらったという。」と、そういう記事が載りました。

それから、松本市は後援をやめたんですが、やめない例えば諏訪市なんかは、宗教的なものではないので親守詩は関係ないということで続行すると。

それで、臥雲市長はもうはっきり定例記者会見で政治・宗教活動は後援しないと定めた市の要綱に抵触するって言い切って、今回これを降りたということでもあります。

したがって、私はこの質問をするに当たって——教育基本法の14条が政治の中立性、それから15条は宗教の中立性をうたっています。

それで、親守詩のチラシを見ていただくと、主催はさっき言った親守詩長野県南信大会実行委員会、共催は日本会議長野南信支部です。それから後援には中川村、中川村教育委員会、それから下のほうに長野県神社庁が載っています。それで、さっき言った「サンデー世界日報」云々ですね。ですから、こういったことを上げれば、私は教育基本法の14条15条に抵触すると思います。

今般、まだ教育長はなられて間もないもんですから恐らくこの経緯は知らないでしょう。しかしながら、これはもう数年前からこうやって行っているわけなんですよね。

私が今日お聞きしたいのは、この会がどうこうっていうことじゃないんです。中川村あるいは中川村教育委員会の立つ位置っていうのをきちんと説明していただきたい、そういう趣旨ですので、まず1番から、どういう経緯で後援に至ったかっていう経緯がもし資料として残っていれば、お話をまず①の（1）のほうからお願いしたいと思います。

○教育長

今、議員から御指摘がありました催しでございますけれども、チラシのとおり本年10月に開催が予定さ入れている第9回親守詩長野県大会ということでもあります。これは、本年5月に主催者である親守詩長野県南信大会実行委員会から後援申請がありまして、検討の上、後援を5月末に承認いたしました。

後援を承認した経緯のお尋ねでございますけれども、共催、後援、推薦、協賛等につきましては、中川村教育委員会共催等事務取扱要綱というものがございまして、それに定められている事項に基づいて検討をしているという状況でございます。要綱には、趣旨として、地域における教育、文化及び体育の振興と普及を図るためその関係

団体が行う行事等について行うものとされておりまして、御指摘の催しについては審査基準に基づいて審査を行ったという状況でございます。

結論としましては、本催しについては、その目的としてお子さんと親御さんが短歌の形式を利用して心を通わせ親子の絆を深める、こういったことを目的にした催しであるというふうに理解をいたしまして、このことが先ほど申し上げた要綱の教育、文化及び体育の振興と普及を図るためその関係団体が行う行事等、そういったものに当たると判断をいたしまして後援申請を承認したという経緯でございます。

また、教育委員会では、御指摘のとおり、これまでも承認をしてきたということですが、経緯については十分承知はしていないんですけれども、承認をしてきた経過と、それと理由については、今お答えしたような状況で後援申請を承認したというふうに理解をしております。

また、今回につきましては、上伊那の8市町村の教育委員会について申し上げますが、教育委員会についてもこうした考え方から後援したというふうに考えております。

ここまででよろしかったでしょうか。

○9 番 (大原 孝芳) 今、経緯は分かりました。

それで、あれですかね、例えば教育委員会の中に1つのガイドラインがあるわけですよ。その中に私が先ほど申した教育基本法の14条15条っていう、そこら辺について——当然私も政治活動をするものですからいろいろ気をつけなきゃいけないと思っているんです。ですから、そういうところで——まず、私は日本会議がどうこうっていうんじゃないですよ。私は、これはもう政治団体だって思っているんです。既に私の周りでも、もうそういった団体だと、私はそういうふうに認識しています。

それから、さっき言った神社庁の問題。

それから、今回松本で起きた事案。それで、臥雲市長は、相手が取り下げるって言うても、もうそれは駄目だと、そういうスタンスなんです。

今回は実行委員会も認めているんですよ。それで、その人たちがそういう団体だと知らなかったと。だけど、よく考えれば同じ考え方の人たちですから寄ってくるんですよ。確かにそういう言い逃れもできないとは言えませんが。

そこら辺は、今のガイドラインの中で私が言った件について検討する余地っていうのはなかったんでしょうか。

○教育長 要綱の内容についてですけれども、要綱の内容につきましても、政治的活動または宗教的活動に当たるものではなく、また営利を目的にするものにも当たらないというような項目がございます。

教育委員会の立場ということでのお尋ねなんですけれども、先ほど御指摘ありました教育基本法については、学校の校内で教育を行う上での教育の中立性、そういったものをうたったものというふうに承知をしております。

例えば教育委員会の立場といたしますと、教育の政治的中立ということ、これについては教育委員会制度について3つの意味が示されておりまして、その中でも政治的中立性の確保ということがうたわれております。このことについては次のように説明

がされておりまして、

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。

このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派の影響から中立性を確保することが必要。

というふうに説明をされています。

ここの読み取りをどのように受け止めるかということにもなるんですけれども、基本的には、教育委員会が例えば価値判断をしまして、これはいいこれは駄目というような価値判断をすることや、そのことがすぐに特定の党派の影響を強くすることとは中立性を確保していないことになるというふうに捉えることができると思います。

考え方とすると、どう考えるかっていうその立場にもよるかもしれませんが、今回の件につきましては、教育委員会としますと、この催しの目的、それを後援するという立場であります。

そのことについて御指摘のような状況もあるとお聞きしましたが、教育委員会がその価値判断をする立場にはないということで、そういう立場で考えております。

○9 番 (大原 孝芳) 教育長の言うことは分かります。

例えば教育委員会はそういうスタンスなんですかね。

それで、学校の現場へ先生方も多分いろいろ分かかっていなくて、例えばそういう——今回のチラシは、あれですかね、学校へ全部配布されたんですかね。(教育長うなずく) 学校現場へね、現場へ。(教育長うなずく) ですので、例えば教育委員会はそういうスタンスであっても、例えば、私はちょっと考え過ぎかもしれないけど、そういう組織が物事を、例えば知らない人たちにそういうものすり込みっていうのができるんですね。

それで、要は、教育委員会の後援をいただくっていうことはお墨つきをいただくということなんですね。

それで、私がさっき言うように、もう堂々と、堂々とですよ、日本会議ってうたいながら、それで、今、教育長の言われるように、やっていることは何も表へ出てこないんですよ。

ただ、1つ気になるのは、冊子、私は令和3年度の冊子を持っていますが、そこにはちゃんと「日本会議とは」という注釈をつけています。

しかしながら、私が一番最初に言いましたように——今はコロナでやらないんですが——何も知らない子どもやPTAの皆さんにもってって会の終わった後に堂々とチラシを配ると、憲法改正、これはまさに政治活動ですよ。

ですので、教育長の言われることは分かるんですが、知らない間にそういうふうになっているというふうに読むのが私は筋だと思います。

したがって、今の教育長の言われることも、立場としてそういう返答はありかなと思います。

では次に参ります。

(1)の中に書いた——例えば今の親守詩の件については、いっぱい書かれています。もうユーチューブから始まって、どんどん、どこで会合をやっている、誰がどこで……。

それから、教育長は親守詩の背景っていうのを少なからず理解されているかどうか、ちょっとお話をお聞きしたいと思います。

親守詩の背景には、さっき言った高橋史朗という教授の親学っていうのがあるんですね。そこら辺、もし理解しているんだったらちょっと。——知らなきゃ知らないで結構なんです。

○教育長 今のお尋ねですけれども、背景にある親学というものについては、十分は承知しておりません。

○9番 (大原 孝芳) 親守詩っていうものを一番最初に提案したのが彼なんです。ですので、ずっともう一連の中にあるんです。

私は、今回、中川村の議員として中川村の中でこういう発言をさせていただいていますが、これからいろんな自治体でも出てくるかと思っています。

それで、(2)のほうも、さっき村の教育委員会の根拠なんかをお聞かせ願いましたので、全ていろいろお答えいただいたかと思っています。

それから、こういう時期ですので、例えば、題には書かなかったんですが、国葬に関して教育委員会にもし弔意の要請が来たときに、例えば国から来たとき、非常に現場は混乱しますよね。だから、私は教育委員会っていうのは本当に大変だと思いますよ。しかし、きちんと、これは責任を持って止める、あるいは、やる。それは教育って一番大事ですから、皆さん誰しも思いますよ。

だから、今一番この時期に教育委員会が矢面に立たなかったらなし崩し的にやられてしまうという——私がやられてしまうなんて言うのは失礼なんです——そういう方向に行ってしまうっていう危機を私はすごく感じます。ですので、この問題は今後もやっていきます。ぜひ、私は教育委員会に再考を求めたいと思います。これは非常に根が深いと思いますし、デリケートな問題ですので。

私は単に相手の政治批判をするんじゃないんです。教育委員会として公的な立場、きちんとそういう役割を果たしてほしいと、そんな思いで質問させていただいています。

それから、ちょっと教育長には話しましたが、村長、今回は村が、後援に中川村ってなっているんですね。ちょっと村長のほうには質問として出していないんですが、村となると、これは村長ですよ。そこら辺ちょっと、もし用意していなければ結構なんです、どうでしょうか。

○村長 村が後援をいたしました。

6月の初めに後援依頼が来ておりまして、私のほうにも回覧で回ってきております。

先ほど教育委員会の共催、後援等をする上での行事等の事務取扱要領、教育委員会のものは独自のものがありますし、私どももこれは持っておりますので、基本的にはこれの判断で行っております。

共催等の基準としてはこういうふうになっております。「村が共催等を行うことができる行事は、次のとおりとする。」と、「ただし、村長が特に認める場合は、この限りでない。」ということで「(1) 国若しくは他の地方公共団体又は公共的団体若しくは公益的団体が主催する行事」、それともう一つ「(2) 村の方針に合致し、行政の推進に寄与するものと認められる行事」というふうにあります。

一方、同じ第3条 共催等の基準の第2項では、今申し上げた「前項の規定にかかわらず、行事が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、共催等は行わないものとする。」というふうにあります。先ほどお話があったとおり「(1) 政治的又は宗教的な目的又は内容が含まれている場合」というふうな話があります。

お尋ねの件についてでありますけれども、ちょうど4年前だったと思います。親守詩実行委員会が主催をする親子での上の句、下の句みたいな掛け合いの歌で愛情とか助け合いとか家族とか、そういったものを表現する大会があるよと、そこに村の教育委員会も後援をしているというのを議員からお聞きして、これに実は日本会議が共催をしているということも私はそのときに初めて知りました。

ただ、今回上がってきたときには、申出は今申し上げた行事の評価の中で「特に政治的又は宗教的な目的又は内容が含まれている場合」というのには抵触しないだろうということで、ほかの他の市町村の名前が既に上がっていたものですから、私としても担当から上がってきた段階でこれは問題がないかなというふうに判断をしてしまいました。

しかし、今回、松本の事例で問題になったのは、直接的には旧統一教会が後援団体に入っているということで、市民の方からの通報がもとだったという話なんですけれども、ただ、共催者である日本会議の目指すものは一体何かということで最近ちょっと幾つか本を読んだりしておりますけれども、そこで感じていることについて申し上げますと、やはりこれは、日本の美しい伝統、特に家族を中心にして、家族主義といえますか、こういったもの、基本としてはこれを復活させようということを柱にしているということはありません。

当然、日本会議の集まりの元は、美しい日本をつくる国民会議だったかなあ、ちょっと名前は忘れましたが、こういったものが主体になっておるようでありまして、やはり現在の日本国憲法の基本理念であります3つ、国民主権ですとか、あるいは基本的人権の尊重、平和主義、こういったものについては基本的にGHQといいますかアメリカから押しつけられた憲法であると、本来日本の持っている民族ですとか、こういったものとは相入れないということで、自主的な憲法を制定しようとする動きを1つ日本会議はつくっていることは事実であります。

一番問題は、やはり、今申し上げたとおり、家族主義といえますか、こういうことを言うておりますので、現在の日本国憲法の下にあります教育基本法もそうですし学校教育法もそうなんですけど、やはり個を尊重していく、子ども一人一人を尊重するというのを一番柱にしているということから、よくよく考えてみますと、やはりこれは運動の主体として相入れないものがあるだろうと。

そういう意味で、ちょっと私も日本会議の共催であるということについては、ちょっと半分、親守詩に関しては特に主張がないだろうというふうに思ったがために後援をオーケーしたという経過がありますが、旧統一教会の名前を変えた団体が外れたということとは別に、村が後援をする場合でありますけれども、本来的なものをもう一遍考えてみる必要があるなど、そういうふうな今は考え方でおります。

村が後援をするに至った経過はそういうことをございまして、今回、特に旧統一教会の団体が名前を変えて入っていたということがきっかけだったわけではありますが、本来的にはもうちょっと違うところにあるのではないかなということを思っておりますので、来年もいわゆる後援の要請があるかと思いますが、やはりこれはよく考えた上で、村が後援するかどうかは考える必要があるかなというのが今の感想です。

経過については、そういう経過でございます。

○9 番 (大原 孝芳) ちょっとくだいようですが、確かに句をつくって、それで親と子で、それで仲よく、それで、当然、親学の高橋教授も子どもがきちんと親を尊敬すればいい社会になるって言っているんです。

そしてもう一つ、今の発達障害みたいなことも、それも治るっていうんです。それで、ある学者はそんな非科学的なことで今の発達障害は発生しているんじゃないって。

ですので、教育長、先生ですので失礼なんですけど、ぜひ、その人たちが何を訴えているかっていう——だから、親守詩が単独で走っているわけじゃないんですよ。ちゃんとバックボーンがあって、その背景があって、これは一連の流れの中で今動いているんです。ですので、みんな私たちの仲間は騒ぎしているんです。

ですので、そこら辺をまたぜひ感じ取っていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

次に、8番 大島歩議員。

○8 番 (大島 歩) さきに提出いたしました通告書に基づき2つの質問をいたします。

1つ目は「持続可能で環境負荷の少ない農業の推進について」お伺いします。

1番目に有機農業を取り巻く現状、村の実態についての認識と今後の方向性について、2番目に協議会の設置について質問いたします。

初めに私がお伺いしたいことは、先に1番議員も質問にもありましたが、農水省のみどりの食料システム戦略、また長野県有機農業推進計画を踏まえ、中川村でも持続可能で環境負荷の少ない農業、有機農業を推進していくために今後どのように具体的なアクションを取っていけばよいかということです。

その背景としまして、既に村内に有機農業への取組があり実績があるということと、健康・環境問題への関心などから消費者や流通・小売業において有機農業、有機農産物への期待が高まっているということが上げられます。

さらに言うならば、最近の土壌生態学の研究等により、農業の生産方法を変え、土壌の生態系を豊かに保つことで大気中のカーボンを再び土壌へ戻し、固定し、地球温暖化対策にも有機農業は有効であるということです。

有機農業の推進により多様性ある生態系の保全と温室効果ガス削減、循環型社会の実現を目指すとともに、中川村で足元から食育推進、健康増進、産業活性化、移住促進、関係人口創出等につなげ、村民の皆さんと関わる皆さんたちが元気になるということや絆と郷土愛を深め子どもたちが未来に希望の持てる中川村社会にしていきたいと私は考えます。

そこで、提案といたしまして、食や農に関係する多様な分野の人が参加する協議会をつくり、現状、課題、方向性、具体的行動等について対話、協議をしながらそれぞれの持ち場で実践し、持続可能で環境負荷の少ない農業、有機農業への取組を広げていくやり方はどうでしょうかということをお伺いしたいと思います。

ポイントとしては、1つ目は、国、県、上伊那、村単位での上からの推進力と農家や関係各分野が協力しながら足元からチャレンジしていくという形で進めることです。

2つ目は、先進事例に学び、また専門家など第三者の協力を得ながら進めていくということです。

3つ目としては、一人一人が大切に思う食や農を尊重しながら進めていくということです。

では、このことについてももう少し詳しくお話しさせていただきたいと思えます。

1番目として、日本と長野県における有機農業への取組と現状について触れます。

ここで有機農業という言葉の定義ですが、これに関しては有機農業の世界でもいろいろな見解があります。ですので、ここでは有機農業の推進に関する法律に定められた定義に基づき「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」ということにいたします。

では、現在に至るまでの日本と長野県における政策について触れさせていただきます。

日本では、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、これは平成11年法律第110号や有機農業の推進に関する法律、平成18年法律第112号、環境保全型農業直接支払交付金、平成23年度からなどにより、より環境に負荷の少ない農業を目指していくため、エコファーマー、特別栽培、また有機JASなどの認証、呼称が用いられ、環境保全型農業、有機農業の推進政策が実施されてきました。

先ほど1番議員からの質問がありましたけれども、2021年5月には農水省のみどりの食料システム戦略——以下はみどりの戦略と呼ばさせていただきます。これが策定され、2050年までに日本の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、100万haに拡大といった目標が掲げられました。

長野県では、長野県有機農業推進計画——これは5年更新で、現在3期目に当たり、令和22年度までとなっております。これに基づき取組が進められてきました。

それに対しまして、現状、実態はどうかというと、日本国内の有機農業取組状況は平成29年で2万3,000ha、これは日本の耕地面積の0.5%に当たります。長野県内の有機農業取組状況は令和元年で418ha、これは長野県の耕地面積の0.39%という数字

が示されています。この数字の中には小規模な農家や自家菜園などで実践されている有機農業の取組面積が含まれていない可能性があります。把握されているものとしてはこのようになっております。

では、2番目に中川村における有機農業の取組と現状について触れたいと思います。

中川村の有機農業に関する政策としては、産業振興課にお伺いしましたところ、先ほど村長もおっしゃっていましたが、推進のための実施計画等は特に定められていないという状況です。

では、現状、実態はどうかというと、中川村内の有機農業の取組状況は、少なくとも認定農業者、認定新規就農者を合わせて4名、うち1つは法人が有機農業を営んでいます。その経営体の耕地面積を合計すると田と畑を合わせておよそ7.2haで、中川村の耕地面積747haに対し0.96%を占めています。

国や県の現状と同様に、このほかにも認定農業者ではないが自家菜園、水田等で有機農業を実践している担い手が多数存在すると思われまので、実際値はもう少し高いと考えられます。国や県の数値と比べると、中川村は高いほうかもしれません。

次に、3番目として有機農産物の需要、有機農業への関心の高まりについて触れさせていただきます。

地球温暖化や化学物質による環境汚染、健康への関心、子どものアレルギーなどをきっかけに、ますます安全・安心、また持続可能で環境への負荷の少ない商品などへの関心は高まっていると言えます。

ただ、一方で、あまり関心のない消費者もおり、二極化が進んでいるとも言われていることは皆さんの御存じかなあとと思います。

以下、3つほど例を挙げておりますが、ここでは読みませんが、御一読いただければと思います。

では、有機農産物の需用や有休農業への関心について、上伊那、下伊那、中川村の状況はどうでしょうか。

イオンをはじめ食彩館やベルシャインなどのスーパーの一角に有機農産物のコーナーがあったり、コンビニのセブン-イレブンにも有機農産物を扱うコーナーが置かれていたりするケースもあります。

また、自然食品店が伊那谷に各地に点在し、独自のつながった有機農家と取引をしています。

さらに、飯田市の株式会社テスク、生活菜園という会社は地場野菜とともに有機農産物卸を20年近く営んでおり、上下伊那の有機農産物を仕入れ、地元のスーパーの直売コーナーへ出荷したり、関東圏、名古屋圏、関西圏の仲卸スーパー等へほぼ毎日卸したりしています。

ちなみに、この会社は南信州ゆうき人という有機農家のネットワークの事務局も務め、有機農家の仲間づくりや生産技術の向上等に一役買っているという側面もあります。

中川村では、地場野菜、自然食品、雑貨を扱うたろう屋で常時伊那谷の有機農産物

を中心に取扱いがあり、健康や環境に関心の高い顧客から支持を得ています。

また、チャオスーパーのマルトシ内のたじまファーム直売コーナーでも村内の有機農家の農産物が売られており、一定の需要があります。

昨年には、食の安全や環境等に配慮された食品や日用品などを扱う生活クラブ生協の支部が松川、中川——これは豊丘も入ります。がつくられ、近隣から60名以上の参加があります。組合員には若いママから年配の方までが参加し、安全な食、健康や環境への関心が高まっていると感じます。

大島の勤務する大島農園でもそうですが、村内で有機農業、自然農を営む農家では、それぞれに地元や都市圏の個人顧客、飲食店、小売、卸業者などと取引があります。既存の、またあるいは新規の取引希望に対して、そんなに出せませんと生産、供給が足りないと感じることも度々あります。そういった点で有機農業、有機農産物への需要、関心は高まっていると感じております。

では、こういった関心の高まりに関しましての市民活動的な動きについても触れさせていただきます。

中川村の有志による団体、未来に手渡したい食と農を育てる会中川——これは大嶋が代表をしているんですが——これは長野県有機農業プラットフォームの元職員 吉田太郎氏に助言をいただきながら有機農業、有機給食に関する勉強会やワークショップを実施してきました。食や農への関心の高さを知るとともに、いろんな場面で中川村の給食のすばらしさを村内外の方から高く評価いただく機会となりました。

その会の活動としまして、例えば映画「いただきます2 オーガニック給食編」上映会、2022年12月、これは村内外から26組43名が参加しました。

また、C P Pフランスという団体と共同で「給食の話をしよう」オンラインワークショップを2021年から2022年の間に4回開催いたしました。このワークショップには、中川村の給食食材生産者や給食センター、新規就農者、保育園・学校関係者、マルトシの店長、保護者、一般消費者などがテーマに応じて参加しました。各回20名程度の参加がありました。

ここでC P Pフランスという団体について説明します。フランスでは国策として有機給食というものが今進められています。そのとき現場への有機給食の導入をサポートするために活動している料理人や栄養士のグループになります。

2022年3月には、先ほどの吉田太郎氏の講演を中川村で行い、有機農業やみどり戦略、長野県の状況などについて学習の機会を設けました。これは産業振興課、営農センターとの共催で実施し、コロナ禍でちょっと広く声をかけることができなかつたんですが、農業委員会や農業経営者協会、認定農業者、議員、農業農村支援センターなどから20名程度の参加がありました。

それから、菌ちゃん先生という吉田俊道さんっていう方を招いての講演会を2022年2月にオンラインで、2022年5月には中川村で畑の実習を含めてリアル開催をいたしました。これは菌の力で健康でおいしい野菜を育てようという内容のものなのですが、それぞれオンラインでは100名、リアルでは50名の参加があり、村内ばかりではなく

村外からの熱心な参加者もあり、関心の高さがうかがえました。

ほかにも上伊那の農業女子グループ、伊那谷ゆるっとつながる農業女子の会、これは2020年2月に発足し、現在、LINEグループへの登録は60名を超えています。この会には、米、野菜、果樹、花卉など様々な農家の女性や農業関係者、農協職員、加工業者、農的暮らしに興味のある人などが参加しています。昨年行われたグループの研修やアンケートで「今勉強したいこと関心があることは何か」という問いかけをしたところ、回答で一番多かったのが「有機農業について知りたい」ということでありました。そこで、県の助成金なども活用しながら、今年度は有機農業をテーマに先進有機農家の視察研修などを行っているところです。

では、4番目として近隣市町村における有機農業への取組について触れたいと思います。

まず松川町です。

農産漁村文化協会発行の「季刊地域」2022年夏号、ここにちょっと持っているんですが、(現物を示す)こういう雑誌ですね。これの巻頭に「生きものと一緒に農業」という特集があるんですが、そのトップに松川町が出てきています。これを御覧になった方もいらっしゃるかと思うんですが、松川町では遊休農地の解消、新規就農者の定着、環境保全型農業、有機給食の推進、また多様な町民の農業参画をひもづけた取組を行っています。

松川町では、令和2年度、松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会を設置し、ゆうき給食とどけ隊を立ち上げ、環境に優しい農業による松川町農産物を学校給食へ提供するという取組を始めています。後で述べるみどり戦略推進交付金の中に設けられた有機農業産地づくり推進事業、これは最大で1,000万円の助成が出るものですが、この事業にも参画しています。

次に伊那市です。令和4年8月から伊那市農林部農政課の主催で伊那谷有機農業塾が開催されています。これは全部で6回あります。8月24日に行われた第1回の講義では伊那市の白鳥市長がオープニングトークを行い、木質ペレットなど地域資源を生かした再生可能エネルギーやスマート農業技術なども生かしながら有機農業を推進し、有機給食も進めていくと発言されていました。

また飯田市では、佐藤市長が学校給食での有機食材の導入拡大を公約に掲げています。

佐藤市長は、先ほど言った伊那の農業塾にも参加されておられました。飯田、下伊那を中心とした、ちょっと先ほど触れた有機農家のネットワークである南信州ゆうき人もこの動きに参画していると聞いております。

事例の最後になりますが、みどり戦略を踏まえ農水省は有機農業に地域ぐるみで取り組む産地——これをオーガニックビレッジと言っていますが——これの創出に取り組んでいます。

オーガニックビレッジとは、有機農業の生産から消費までを一貫して、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のこと

で、取組に応じて交付金が出ます。

農水省では2025年までに全国100市町村の登録を目標としていますが、公表されている市町村として令和4年8月24日現在、長野県からは松川町と辰野町の2町が手を挙げています。

以上、近隣市町村の事例を述べてまいりました。

最後に、5番目に御参考情報としてアグロエコロジーと環境再生農業について少し触れさせていただきます。

山の樹木はなぜ肥料をやらないのに大きく育つのかという問いから始まったアグロエコロジーや環境再生農業、リジェネラティブ農業が近年注目を集めています。伝統的な知恵や作物整理、緑肥活用、微生物学など、最先端の科学的知見に基づき土壌の生態系を豊かにすることで虫や病気に強く健康でおいしい作物が育ち、作業の省力化やコストカットにもつながるとともに、カーボンが土の中に固定し土壌の流出を防ぎ、温室効果ガスを削減できるというものです。持続可能な農業の在り方として、その可能性に期待が広がりつつあることを最後に申し添えさせていただきます。

では、改めて提案と質問です。

以上のような状況を踏まえて、中川村でも持続可能で環境負荷の少ない農業、有機農業を今後推進していくことが大切であると考えます。有機農業を切り口に多様性ある生態系の保全と温室効果ガス削減、循環型社会の実現を目指すとともに、食育推進、健康増進、産業活性化、移住促進、関係人口創出等につなげ、村民が元気になり絆と郷土愛を深め、子どもたちが未来に希望の持てる地域をつくっていくことができるのではないのでしょうか。

とはいえ、村での有機農業推進に関する認識の広まり、深まりに関してはまだまだこれからということも感じております。ゆえに、中川村における有機農業の推進は先進事例を参考にし、第三者の力も借りながら協議会をつくり、まず現状、課題、方向性、具体的行動等について対話、協議をしていくのがよいのではないかと私は考えます。例えば農業、食、健康福祉、流通、給食、保育、教育、子ども、その保護者、行政、議会、中川村応援団の方など、多様な分野、多様な世代からの参加が望ましいのではないかと考えております。

大切なことは、国の方針や社会の状況に呼応しながらも村民が自ら考え、それぞれの立場で行動して、よりよい食と農の未来をつくっていくことではないかと思えます。

ちょっと古い言い方かもしれませんが、農家は一国一城のあるじ的な側面を確かに持っていて、それぞれに創意工夫をしながら農業をしたいという思いがあると思えます。

また、村民一人一人が食や農に関して何を大切にして次世代に伝えていきたいかという思いもあるはずだと思っております。ですから、画一的に進めることなく、個々の食や農の在り方も尊重しながら、対話をしながら今と将来にいる人が希望を持てるような食、農業、環境の在り方を考えられればと思っております。

ではお尋ねいたします。

○村 長 1つ目に、有機農業を取り巻く世界や日本の現状、村の状況についての認識と今後目指していきたい方向性について村長はどのような見解お持ちでしょうか。

お願いします。

説明ありがとうございました。

時間もあれですので、質問に私の中で端的にお答えできればと思っております。

1番議員の御質問にもお答えをさせていただきました。

まず、有機農業とかいろいろな農業をどうするかっていう前に、どちらにも共通することは、土というか植物の整備というか、土をどうやってつくっていくかということではないかと思っております。

昨年、農水省により策定されたみどりの食料システム戦略につきましては、農業分野において大きな出来事であるというふうに認識をしております。

今から28年後の2050年までに目指す姿として、先ほどおっしゃいましたとおり、化学農薬の使用量を50%に削減すること、有機農業の取組面積割合を100万ha、日本全体の25%に拡大していくなど、目標として大きな数字をこの中で示されております。

国が旗を振ることで農業者の意識は向上するだろうし、消費者も改めて有機農業に対する認識を深めることというふうに考えております。

これまでは長野県の有機農業推進計画や各市町村の有機農業計画などで、国内においては統一の目標がありませんでしたので、こういった面では、農業者や消費者の目に見える目標数値が出たことによって、日本の農業の向かうべき方向、目標なんですけど、これが示されたというふうに思っております。

堆肥など有機物肥料だけでなく無機化学肥料を投入し、殺菌剤や殺虫剤を使いつつ病害虫を抑え込み、あるいは駆除して見栄えのよい農作物を作るやり方に慣れている——私もそうなんですけど——農家にとっては、頭を切替え、栽培も少しずつ変えることに大きな抵抗が確かにあると思います。

ただ、世界の農業の方向が持続可能な地球環境にもマッチした農業から生まれる安全な農産物を生み出そうとする大きな流れにある中では、この流れに遅れることがないようにすべきだと、漠然となんですけど、こういうのが方向だろうなということも思っております。

村内においては、先進的な農業者の取組が過去からあるようすし、有機農業に関する取組の土壌は僅かではありますができていると思われます。

今後は、国の動向を見ながら、村として向かうべき方向、目標を明確にする必要があるというふうにも認識をしております。

具体的には、みどり戦略で中川村が取り組むものを整理し、特に有機栽培を25%の面積に拡大ということにつきましては農業者と消費をする村民の双方が同じ認識の上で進めていかないと成立しないというふうに思いますので、農業者への有機栽培の概念、実務の教育と、例えば学校給食を機会に子どもと親への教育を図ることによりみどり戦略の下地を構築していきたいというふうに考えております。

生産は技術面の課題もありますので、まずは認識をしっかりと学ぶ必要があると思

○8 番 ます。その機会を積極的に設けていきたいと、こういうふうと考えております。

(大島 歩) 前向きなお答えをいただいたと解釈します。

では2つ目の質問に移ります。

2つ目に、有機農業を推進していくための協議会の設置について村としての見解はいかがでしょうか。

お願いします。

○村 長 現在の村の有機農業の立ち位置ですとか状況をまず把握すること、そして情勢等を調査、共有する場として協議会というお話が最初に言われたわけでありすけれども、まずは有志による研究会形式の立ち上げを考えたいというふうに思います。まずはここからだろうなと思っておりますし、このことについては1番議員の御質問にもこんな方向でいきたいというふうにお答えをさせていただいたところでございます。

みどり戦略の中では有機農業の推進と併せて脱炭素にも取り組むとされております。ともに世界的潮流の中にあることから、まずは有機農業を取り巻く情勢を学び研究することが重要であるというふうに思っておりますし、トレンドや情報を吸収し、自由な意見の言い合える場を設けることで村のみどり戦略のスタートとしたいと考えます。

先ほど環境保全型農業のお話がありました。インターネットで調べた程度でありますので、その程度の知識ではいけませんけれども、この中でも、確かに農業も温室効果ガスを、つまり有機物を分解したときにできる炭素を地中に封じ込めることができる、それによってかなりの面で——今問題になっているのは、人間が生活していくとき、それとか公共網が発展する中で、産業の発展によって二酸化炭素を多く出してきたから、これを止めなきゃいけないというのがあるんですけど、実は農業もやり方によるとかなりの部分で二酸化炭素を地中に封じ込めることができるということを環境保全型農業、リジェネラティブ農業っていうふうにインターネットの中には書かれておりましたので、これを見るからには、ああ、なるほど、これは確かにそうかなというふうに思っております。

そういう意味で、何といえますか、いろんな意見、自由な意見も出し合えるような場を設けることで、まずスタートの第一歩としたいということも思っております。

実際に有機栽培を実践している農家ですとか議論と実践をもって環境再生型農業に取り組む先駆者などのお話を聞き——菌ちゃん先生ってこの1人かなあとも思っているんですけど、違いますかね。お話を聞き、少しずつできることに取り組んだ経験などの議論が深まるあたりをまずは狙いとして、研究会の活動から始めたいと思います。これにつきましては、村も大いに関わらせていただくということを申し上げたいと思っております。

○8 番 (大島 歩) 今、村長のほうから有志による研究会の立ち上げというお話がありました。これは民間の有志や誰かが声をかけて立ち上げるというものになりますでしょうか。

○村 長 まず、土壌としては、大島さんがおやりになっている未来に手渡したい食と農を育てる会のお話もそうですし、個々の農業者の中にも、認定農業者等の中にも、大島農

園の代表の大島さんもそうですし、永田さんもある独特な方法といますかやはり有機栽培を推進しようとする方ですから、こういう皆さんのまずは経験値、こういったものを出していただき、ここに多くの農業者が参加する、当然その中では、こんな研究会がやられているよ、こんなことを一遍研究しましょうよということで、村もお知らせに加わりたい。

ただし、村が主導でっていうのは、ちょっと私はもう少し待つてよという、ちょっと少し腰が引けた言い方になるかもしれませんが、このあたりから始めたいというのが私の考え方でございます。

○8 番 (大島 歩) 今、村長のほうからは、やはり有志の立ち上げというお話でしたが、やはり誰か農家はその事務局をやるっていうことになると、これは結構大変なことなんですよね、いろんな農家さんに声をかけて、その声を吸い上げて、まとめてっていうのをやっていくということは。なので、その事務局的なところとか声をかけるっていうところを……(村長「議長」と呼ぶ)はい。お願いしたいのですが。

○村 長 やるとかやらんとか、後ろめたいような後ろ向きの発言ばかりしているように思われるかもしれませんが、営農センターの活動の農業をどうやって展開していくかっていうことの中での2050年を見据えたこと、1つはそういう長期に見た中での取組の一環としてここが事務局的な立場を担わせてもらうことはやぶさかではないと思っております。

かといって、事務局は全部ここだからもっとしろということをいろんなところから言われますとみどり戦略を推進することが目的になってしまいますから、ちょっとこれはもう少し、柱はそこにはありませんよと、全体の中川村の農業振興、今あるところのでありますので、これも1つの方向だということで認識をしておいていただければと思います。

○8 番 (大島 歩) 承知しました。

では次の質問に移りたいと思います。

2番目の質問です。「香害、化学物質過敏症(日常生活品公害)対策について」質問いたします。

主に3つ、香害・化学物質過敏症の相談窓口の設置を、全ての職員に理解が深まるよう各部署で学ぶ機会を、3番目に村独自の香害のチラシとパンフレットの作成及び配布、またホームページへの掲載による情報提供をということで質問いたします。

初めに、香害、これはちょっと発音が香りの害ということで香害っていうふうに呼ばせていただきます。

これは、または日常生活品公害とも最近では呼ばれるようになってきていますが、この対策に関する中川村での経緯、現状について、まず確認させていただきます。

令和3年11月のテーマ別住民懇談会で住民より被害の声が上がった香りの害については、その後、呼びかけにより村内で有志が集まり香害・環境過敏症対策に取り組む団体、eco lifeなかがわが設立されました。これには島崎議員、大島もメンバーの一員となっております。

eco lifeなかがわ設立の動きは、その後、安曇野市のeco lifeあづみのの立ち上げなどにも影響を与えました。

令和3年12月議会において、12月7日、桂川議員がこの問題について一般質問され、人が集まる場所への5省庁連携啓発ポスター掲示、村民への啓発チラシ配布、学習会開催について取り上げられ、ポスター掲示、学習会開催については既に実現しております。

そのうちの学習会につきましては、令和3年12月18日、eco lifeなかがわ主催で香害の勉強会が開催され、化学物質過敏症や身の回りの有害化学物質について知る機会となりました。中川村役場からは副村長、保健福祉課、教育委員会、産業振興課、環境水道室の代表者や保育園長、中学校長、村議会議員のほか、一般を合わせて30名ほどが参加されたと思います。村内外からの被害者当事者の参加もあり、生々しい被害の実態について知ることにもなりました。

また、ポスターについてですが、現在、学校や役場ほか、村の主要な施設にも5省庁連名の香害啓発ポスターを貼ってもらっていると理解しております。

小中学校の保健便りなどでも香害についての理解を深める情報提供が何度か行われています。

また、本年8月10日、日本消費者連盟を事務局として香害をなくす議員の会のキックオフ会がオンラインで開催され、全国の有志地方議員、首長、有志国会議員から60名以上の参加がありました。中川村からは桂川議員、島崎議員、大島が参加しました。

先進事例発表の時間では、世田谷区長とともに宮下村長も登壇され、中川村における取組を発表されたところです。

香害をなくす議員の会については8月30日時点で登録者数は77名を超えているとのこと。

また、8月27日には、保健福祉課主催によりオンラインで環境過敏症に関する講演会が開かれました。全国より70名近くの方が参加されました。

講師は、環境過敏症について長年研究をされてきた北條祥子尚絅学院大学名誉教授でした。

講演では、化学物質過敏症と併発することもある電磁波過敏症についても説明がありました。

また、全国保険医団体連合会——これは2021年2月1日現在で全国の医師6万5,004名、歯科医師4万2,405名が加入している団体になりますが——この機関誌「月刊保団連」において香害問題が特集されたことを紹介し、環境過敏症に苦しむ患者にとって一番の悩みは理解してくれる医師、歯科医師がほとんどいないことと触れました。

参考資料として「月刊保団連」の記事の一部を添付しておりますので、ぜひ目を通していただければと思います。

以上、簡単に経緯を述べてまいりましたが、このように中川村は香害、化学物質過敏症への対応について全国の中でも比較的取組の進んでいる自治体であると言えます。

しかしながら、e c o l i f e なかがわからは、村内各施設での職員の方の香りへの配慮や村民の意識の向上はまだ十分ではなく、それにより村内の化学物質過敏症の方は安心して役場など各施設に出向くことができないという声や保育園から戻ってくるお布団についてよそのうちの香りに困っているお母さんもいるという声が上がっています。

香害や化学物質過敏症という呼び名であるため、強い香りを気にする人、発症者、当人だけの個人の問題であるかのように捉えられがちですが、花粉症や受動喫煙による体調不良をイメージしていただければ想像がつくかと思いますが、化学物質過敏症は誰でも発症する可能性がある病気であり、程度の差はあれ、合成香料の香りなどをきっかけに頭痛、いらいら、集中力低下、息苦しさ、鼻水などの症状が出る可能性があります。

また、子どもたちや今製品を使われている方の将来的な健康への影響も懸念されるものです。

最近ではこれらの被害を日常生活品公害と呼ぶ動きも出ていて、当事者だけの問題ではないという認識が今後は広まっていくのではないかと考えます。

国の対応もまだ始まったばかりで、今回、一般質問とは別で請願書を上げさせていただき、国への意見書提出をお願いしておりますので、また併せて審議していただければと思います。

中川村においては、住民の正しい理解と対策行動、香料製品の使用自粛などを促していくために次の3つを提案したいと思います。

1番目に香害、化学物質過敏症の相談窓口の設置をする、2番目に全ての職員の方に理解が深まるように各部署で学ぶ機会をつくること、3番目に村独自の香害のチラシとパンフレットの作成及び配布、またホームページで情報提供をすること、以上のことについて村長と担当部署の御見解をお伺いしたいと思います。

お願いします。

○村 長 今回は3つまとめて御質問いただきましたので、3点についてお答えをしたいと思います。

ちなみに、8月27日、環境過敏症に関する講演会をオンラインで開催いたしました。当日は、議員の説明もありましたとおりに北條祥子先生でよろしいんですね。(大島議員「はい」と呼ぶ)の講演がありまして、質問がたくさん出ていましたけど、それに詳しくお答えいただいていたかなあというふうに思います。

なお、8月10日の香害をなくす議員の会、キックオフ会では、いかにも私が何か出ていって出しゃばってしゃべったような印象を受けるのですが、実は中川村ではこういう経過がございましたという説明をただけでありまして、世田谷区長の保坂区長ですから、相手は八十数万人の区の区長がきちんとした区としての方向を示されておりましたので、ああ、なるほどなあと思ってお聞きをしたところあります。

まとめて申し上げます。

27日の講演会は、化学物質過敏症について一人一人が考える機会として、また広

く啓発する機会として開催をいたしたものであります。

当初は会場参加者も募集をしておりましたが、新型コロナの感染状況からオンライン参加のみといたしました。オンラインで配信しましたので、全国から参加申込みがあり、広くこの問題を共有する機会になったというふうに思っております。

化学物質過敏症につきましては、誰もが花粉症と同じように突然発症してしまうものでありますが、症状を理解している人は少なく、当事者はつらい思いをしているのが現状です。

このような症状を正しく理解し、相談に対応できる窓口につきましては、まず化学物質過敏症等による健康被害の相談窓口については保健福祉課に設置をいたします。それと、関係する部署と連携し相談に対応していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、27日の録画視聴希望の方が20人ほどいらっしゃったわけですが、10月14日までアーカイブで視聴できるようでありますので、御希望の方、特に議員の皆様でちょっと聞いてみたい、どんな話があったかという方は保健福祉課のほうにお申込みをいただければと思います。

それから2点目の御質問です。

全ての職員に理解が深まるよう各部署で学ぶ機会をとということではありますが、香りの害や化学物質過敏症についてどういうものか内容を理解することがやはり大切ですので、これについては各部署と連携して学習をする機会を進めていきたいと考えております。

まず、役場に来るにも何か非常に苦しいと、役場に来られないという方もいらっしゃるようですので、まずは、やっぱり役場の職員の中から——村民の皆さんばかりじゃなくて、いろんなお客様に対応する場面がありますので、ぜひこういうことについて勉強していくというのは役場の職員自らやる必要があると思っておりますから、各部署と連携しながら、またe c o l i f e なかがわの皆さんにもお力添えをいただいて学習を進めていきたいというのが2点目であります。

それから3点目、村独自のチラシとパンフレットの作成及び配布、ホームページでの情報提供をとということであります。

学習を進めながら必要な情報を効果的な媒体で提供していくということは、これを認識した団体としては当然でありますので、そのように進めてまいります。

先ほども申しましたとおり、村だけでは非常に力不足でありますので、e c o l i f e なかがわの方ですとか学識経験者の方などの協力を得て進めていきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

また、北條先生については、非常に中川村にゆかりのある先生です。御自身もそのようにおっしゃっていましたので、こういう方にも相談をしながら、特にほかの安曇野ですとか世田谷、兵庫県の宝塚でしたか、いろんなところで先進的な取組をして、自治体も関わってやっているとありますので、こういうところも参考にさせていただいて進めたいと、このように考えております。

- 8 番 (大島 歩) このような小さな村からも細やかな対応をしていただけるものと解釈します。
- e c o l i f eなかがわのメンバーとともに協力して、このことについてさらに理解を深め、対策、対応していけるように私も進めていきたいと思っております。
- これで質問を終わります。
- 議長 これで大島歩議員の一般質問を終わります。
- これで本日の日程は全部終了しました。
- 本日は、これで散会とします。
- 御苦労さまでした。
- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)
- [午後2時56分 散会]